

別添資料

第3次
加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画
（案）

2022（令和4）年12月

加 東 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 定義	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 計画の期間	1
5. 計画策定の背景	2
(1) 国際社会の動向	2
(2) 国の動き	2
(3) 兵庫県の動き	4
(4) 本市の動き	5
第2章 本市のDVを取り巻く現状	6
1. 本市のDV相談の状況	6
(1) 相談件数の推移	6
(2) 一時保護・保護命令の状況	7
2. 第2次計画の取組状況	8
(1) 相談体制の充実	8
(2) 被害者の安全確保	8
(3) 被害者の自立支援と生活再建の支援	9
(4) DVを許さない意識づくりの推進	9
(5) 支援体制の充実	10
3. DVに関する意識と実態	11
(1) 調査の実施概要	11
(2) 調査の結果概要	12
第3章 施策の基本的な考え方	26
1. 計画の基本方針	26
2. 施策の重点目標	26
3. 施策の方向性	27
(1) 相談体制の充実	27
(2) 被害者の安全確保	27
(3) 被害者の自立支援と生活再建の支援	27
(4) DVを許さない意識づくりの推進	28
(5) 連携体制の充実	28
4. 計画の体系	29

第4章 具体的施策	30
基本目標Ⅰ 相談体制の充実	30
施策の基本的方向1. 相談窓口体制の周知と充実	30
施策の基本的方向2. 相談員等の資質向上	31
基本目標Ⅱ 被害者の安全確保	32
施策の基本的方向1. 緊急時における安全確保	32
施策の基本的方向2. 被害者の情報の保護	33
施策の基本的方向3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援	33
基本目標Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援	34
施策の基本的方向1. 被害者の自立と生活再建に向けた支援	34
施策の基本的方向2. 被害者の子どもへの支援	35
基本目標Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進	37
施策の基本的方向1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発	37
施策の基本的方向2. 子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実	38
施策の基本的方向3. DVに関する調査研究	39
基本目標Ⅴ 連携体制の充実	40
施策の基本的方向1. 庁内連携体制の整備	40
施策の基本的方向2. 関係機関との連携体制の強化	40
施策の基本的方向3. 支援を担う人材の育成	41
第5章 計画の推進及び評価	42
1. 計画の推進体制の整備	42
(1) 市の推進体制	42
(2) 国・県等、関係機関との連携の推進	42
(3) DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究	42
2. 計画の進捗管理と数値目標	43
(1) 計画の進捗管理	43
(2) 数値目標	43

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも当事者がDV被害者（以下、「被害者」という。）または加害者（性別は問わない。以下同じ。）であることの意識が薄い傾向にあります。このため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われています。男女が社会のパートナーとして様々な分野で活躍する男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどによりDVの問題が浮き彫りとなっています。

この度、現行計画の期間が満了することから、本市におけるこれまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、より一層のDV対策を推進するため、「第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」（以下「本計画」という。）としての改定を行います。

2. 定義

本計画における「DV」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に規定する配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手も含む）からの暴力も対象としています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、国が示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を勘案し、本市においてDV対策に取り組むための指針とするものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

5. 計画策定の背景

(1) 国際社会の動向

- DVを含む女性に対する暴力に関する国際的な取組は、国連を中心として女性の人権擁護や男女平等の取組の中で取り上げられてきました。2010（平成22）年には、国連で国連女性機関（UN Women）が発足し、「女性・女兒に対する差別の撤廃」、「女性のエンパワーメント」、「ジェンダー平等の達成」を達成の目標として取組を行っています。また、2015（平成27）年には国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsは、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」から構成されており、中でも目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」において、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し、意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保証するための様々なターゲットを掲げています。
- 新型コロナウイルスの発生以降、ロックダウンによる窮屈で閉塞的な住環境の下、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特にDVの報告件数が増えている国があります。2020（令和2）年4月には、国連女性機関（UN Women）が「COVID-19と女性・女児に対する暴力」の報告書を公表しました。この報告書では、新型コロナウイルスの蔓延により増加する、女性と女児に対する暴力に関するデータを紹介するとともに、政府・国際機関・市民社会を含むすべてのセクターに向けて、女性・女児に対する暴力対策のために追加で財源を割り当て、証拠・データに基づいた措置をとること、暴力にさらされる女性への支援を強化すること、女性を政策変容・解決手段・復興の中心に置き、女性の声が反映されるようにすることなどの措置をとるよう提言しています。

(2) 国の動き

- 国は、DV防止及び被害者の保護を図ることを目的として、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を制定（2001（平成13）年10月施行）し、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。
- 2004（平成16年）5月のDV防止法の改正（2004（平成16）年12月施行）では、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに、被害者の子への接近禁止命令制度の創設や、退去命令の期間を2か月に延長するなどの改正が行われました。
- 2007（平成19年）7月のDV防止法の改正（2008（平成20）年1月施行）では、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合や、被害者の親族等も保護命令の対象となるなど、さらに保護命令制度の拡充が図られるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が策定され、市町村においては「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにする」ことが努力義務とされました。

○2013（平成25）年7月のDV防止法の改正（2014（平成26）年1月施行）では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を適用することとなりました。

○2014（平成26）年11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」や2017（平成29）年6月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行など、関連する法律の整備も進みました。

○2019（令和元）年6月のDV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正（2020（令和2）年4月施行）では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力を受けた被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化されました。

○性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、その根絶に向けた取組と被害者支援は喫緊の課題であるため、国は、2020（令和2）年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、被害者支援や教育・啓発等を柱として、実効性のある取組を速やかに進めていくことを示しました。

○2022（令和4）年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024（令和6）年4月施行）は、売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う「売春防止法」から脱却し、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的としています。

年	国の動き
1999（平成11）年	「男女共同参画社会基本法」交付、施行
2000（平成12）年	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」策定
2001（平成13）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」施行
2002（平成14）年	「配偶者暴力相談支援センターに関する規定」施行
2004（平成16）年	DV防止法改正
2005（平成17）年	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2007（平成19）年	DV防止法改正
2010（平成22）年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2013（平成25）年	DV防止法改正
2014（平成26）年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」施行
2015（平成27）年	「第4次男女共同参画基本計画」策定
2017（平成29）年	「改正ストーカー規制法」全面施行
2019（令和元）年	DV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」改正
2020（令和2）年	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定
2022（令和4）年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立

(3) 兵庫県の動き

- 兵庫県においては、2006（平成 18）年 4 月に、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定されました。
- DV防止法の改正法が 2008（平成 20）年 1 月に施行されたことに伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定されたことを踏まえ、2009（平成 21）年 4 月に「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第 2 期計画）が策定されました。
- DV防止法の改正法が 2014（平成 26）年 1 月に施行され、法律の適用対象を生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大するとともに、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたこと等を踏まえ、計画名を「DV防止・被害者保護計画」と改称し、2014（平成 26）4 月に第 3 期計画として策定されました。
- 2019（平成 31）4 月には「DV防止・被害者保護計画」（第 4 期計画）として計画の改定が行われ、各施策の拡充が図られています。

年	兵庫県の動き
2001（平成 13）年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン 21－」策定
2006（平成 18）年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン 21－後期実施計画」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定
2009（平成 21）年	「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第 2 期計画）策定
2010（平成 22）年	「大学生向けデートDV防止啓発パンフレット」作成
2011（平成 23）年	「兵庫県男女共同参画計画－新ひょうご男女共同参画プラン 21－後期実施計画」策定
2014（平成 26）年	「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（第 3 期計画）策定
2016（平成 28）年	「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第 3 次兵庫県男女共同参画計画）」策定
2019（平成 31）年	「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（第 4 期計画）策定
2021（令和 3）年	「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第 4 次兵庫県男女共同参画計画）」策定

(4) 本市の動き

- 本市においては、2009（平成 21）年 4 月に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画を推進していくための 4 つの基本目標のひとつである「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」に向けて、女性のための相談の実施、若年層へのデートDV防止授業等に取り組んできました。
- 2014（平成 26）年 4 月に「第 2 次加東市男女共同参画プラン」を策定し、女性と男性がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして取り組んできました。
- 2014（平成 26）年 4 月に「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、本市のDV被害の現状や課題を踏まえ、暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保や自立に向けた支援等、被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施してきました。
- 2017（平成 29）年 4 月に「加東市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、被害者の身近な相談窓口を明確化し、相談体制の充実を図っています。
- 2019（平成 31）年 3 月に「第 3 次加東市男女共同参画プラン」を策定し、すべての市民にとって住みやすいまちの実現に向けて男女共同参画意識の啓発や協働のまちづくりを推進しています。
- 2019（平成 31）年 4 月に「第 2 次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、これまでのDV防止に関する取組を一層推し進め、DVの根絶と被害者の自立支援に向けた施策の充実を図ってきました。

年	本市の動き
2009（平成 21）年	「加東市男女共同参画プラン」策定
2014（平成 26）年	「第 2 次加東市男女共同参画プラン」策定 「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」策定
2017（平成 29）年	「加東市配偶者暴力相談支援センター」開設
2019（平成 31）年	「第 3 次加東市男女共同参画プラン」策定 「第 2 次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」策定

第2章 本市のDVを取り巻く現状

1. 本市のDV相談の状況

(1) 相談件数の推移

本市における相談延件数は増加傾向にありましたが、2018（平成30）年度以降は減少傾向となり、2021（令和3）年度は123件となっています。

兵庫県の市町における相談延件数は減少傾向から2020（令和2）年度は増加に転じましたが、2021（令和3）年度には再び減少し、12,805件となっています。

兵庫県関係機関における相談件数は増加傾向から2020（令和2）年度は減少に転じましたが、2021（令和3）年度には再び増加し、3,550件となっています。

配偶者暴力支援センターにおける相談件数（全国）は増加傾向で推移しており、2021（令和3）年度は122,478件となっています。

警察における配偶者等からの暴力相談件数は、兵庫県警察本部・警察庁ともに増加傾向で推移しており、2021（令和3）年度で兵庫県警察本部は3,631件、警察庁は83,042件となっています。

DV相談件数の推移

単位：件

		2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度
加東市	相談延件数	194	206	127	111	123
兵庫県	市町における相談延件数	12,812	12,705	12,304	14,029	12,805
兵庫県関係機関※1における相談件数		2,618	2,985	3,402	3,284	3,550
配偶者暴力支援センターにおける相談件数	全国	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478
警察における配偶者等からの暴力相談件数※2	兵庫県警察本部	3,380	3,453	3,465	3,617	3,631
	警察庁	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042

※1 兵庫県関係機関とは、兵庫県女性家庭センター、兵庫県立男女共同参画センター、兵庫県中央こども家庭センター等

※2 警察における件数は各年中

資料：兵庫県「令和3年度 県内におけるDV相談等の状況について」、警察庁「令和2年度におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」、内閣府男女共同参画局「令和2年度 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」

(2) 一時保護・保護命令の状況

一時保護件数の推移をみると、本市では0～2件の概ね横ばいで推移しています。兵庫県では減少傾向にあり、2021（令和3）年度は81件となっています。

一時保護件数の推移

単位：件

	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度
加東市	2	0	1	2	0	2	2	0
兵庫県	194	174	145	136	115	106	85	81

資料：兵庫県「令和3年度 県内におけるDV相談等の状況について」、福祉総務課調べ

保護命令件数の推移をみると、本市では2015（平成27）年度、2017（平成29）年度、2020（令和2）年度に1件となっています。兵庫県では100件前後で増減を繰り返しています。

保護命令件数の推移

単位：件

	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度
加東市	0	1	0	1	0	0	1	0
兵庫県	123	110	102	109	86	113	103	98

※兵庫県の数値は、兵庫県警に通知があったものであり、各年中の件数を示している。

資料：兵庫県警「ストーカー・DV白書」、福祉総務課調べ

2. 第2次計画の取組状況

(1) 相談体制の充実

①相談窓口体制の周知・充実

- パープルリボンキャンペーンとして商業施設等で啓発グッズの配布を行いました。2020（令和2）年度から2021（令和3）年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共機関の窓口や商業施設に啓発グッズを設置し、女性への暴力の根絶と相談窓口について周知を行いました。
- 広報紙や市ホームページに掲載、加東市内の病院や図書館等の公共施設で案内チラシを設置、児童館の掲示板に案内ポスターを貼り、相談窓口の周知を図りました。

②相談員等の資質向上

- 相談業務担当職員に対して、研修に参加できる機会をつくり、相談員の資質向上を図りました。

(2) 被害者の安全確保

①緊急時における安全確保

- 警察や関係機関と連携し、一時保護所の入所に必要な貴重品や内服薬、生活必需品の確保を支援し、一時保護所までの同行を支援しました。

②被害者の情報の保護

- 「住民基本台帳事務における支援措置」の申出を受ける際には、事務処理マニュアルに基づき、十分な聞き取りや確認の上、処理を行いました。
- マイナンバー等の個人情報の取扱いは細心の注意を払い、被害者の安全の確保に努めました。
- 被害者の安全確保の観点から「住民基本台帳における支援措置」について、手続き等の情報提供を行いました。
- 被害者及び子どもの安全を確保するため、把握した情報を管理するとともに、情報の取扱いや対応方法について担当部署内で共有を図りました。

③保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

- 被害者には、保護命令制度についての情報提供を行い、被害者の安全確保に努めました。
- 保護命令を申し立てる際は、裁判所や検察庁までの同行支援を実施し、被害者の安全を確保するとともに、被害者の精神的負担を軽減しました。

(3) 被害者の自立支援と生活再建の支援

①被害者の自立に向けた支援

- 被害者の自立に向けて、司法手続きの相談を必要とする場合には、法テラス等相談機関の情報を提供しました。
- 戸籍の届出や住民票の異動届出に対して指導や助言を行い、相談機関についての情報提供を行いました。
- 乳幼児健診や相談、教室の場で対象となる方について、相談窓口の周知、情報提供を行いました。

②被害者の子どもへの支援

- 保育所、認定こども園等の入所や就学援助等の手続きについての情報提供を行い、入所や進学の手続きを支援しました。
- 要保護児童対策地域協議会の実務者会議に加東市配偶者暴力相談支援センターの相談員が委員として参画し、支援児童の情報共有と支援方針について協議しました。
- 生後4か月までに訪問が未実施の家庭（出生後早期に転出、長期里帰り、自宅改築中）について、全員の状況把握を行い、適切に対応しました。
- 児童生徒の困りごとを尋ねるアンケートを定期的に実施し、内容に対して、学級担任を中心に教育相談を行い、子どもの心の安定を図ることができました。担任は、困りごとを一人で抱え込まず、ベテラン教員や管理職等と連携して、問題解決できる体制を全学校で整えました。
- 子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守りました。

(4) DVを許さない意識づくりの推進

①DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

- DV防止啓発のリーフレットを医療機関や公共施設に設置し、DVについて正しい理解を深めるとともに、相談窓口についての周知を図りました。また、市立中学校（3校）でのデートDV防止授業でDV被害者サポートカードを配布しました。

②子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発

- 市立中学校（3校）を対象にデートDV防止授業を実施し、自分が加害者にも被害者にもならないようデートDVの理解を深めることができました。
- 道徳授業での思いやりや相互理解等の道徳的価値を理解し、自身の生き方について考える学習や、特別活動の仲間と協力して行事等に取り組む体験を通じて、自分も相手も大切にすることを育むことができました。
- 市立中学校（3校）におけるデートDV防止授業及び担当部署による街頭啓発活動の実施に加え、青少年センターに協力して、ハラスメント防止にかかる啓発を行いました。

③DVに関する調査研究

- 災害対応マニュアル等にDV対応についての内容を盛り込む検討を行うために、情報収集を行いました。
- 災害時のDV相談者の支援マニュアルを検討するため、参考資料の情報収集を行いました。

(5) 支援体制の充実

①庁内支援体制の整備

- DV被害者支援対応マニュアルの更新を行い、DVの正しい認識と被害者への適切な対応ができる環境を整えました。
- 加東市DV防止ネットワーク会議を開催し、被害者への対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を整えました。

②関係機関との支援体制の強化

- 被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、兵庫県女性家庭センターや警察等と連携し、被害者の意思に沿った家庭への支援を実施しました。
- 被害者が転出・転入する際は、被害者の安全を確保するため、他市の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、支援を実施しました。
- 被害者と子どもが社会で孤立しないよう、民間の支援団体の情報提供を実施しました。

③支援を担う人材の育成

- 被害者に対して、支援団体の情報提供等を行いました。
- 職員に対する研修を実施しました。

3. DVに関する意識と実態

(1) 調査の実施概要

市民のDVに関する実態、意識、意向を把握し、本計画の策定の基礎資料とすることを目的として、2021（令和3）年度に「DVに関する市民意識調査」を実施しました。

①調査概要

調査対象	市 民：加東市在住の18歳以上の方を無作為抽出 高校生：加東市内の高等学校に在籍する生徒
対象者数	市 民：4,000人 高校生：700人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBによる回答
調査期間	2021（令和3）年9月1日～2021（令和3）年9月16日 （WEB調査は9月17日まで）

②回収状況

	発送数	有効回収数	有効回答率
市 民	4,000 票	1,557 票	38.9%
高校生	700 票	559 票	79.9%

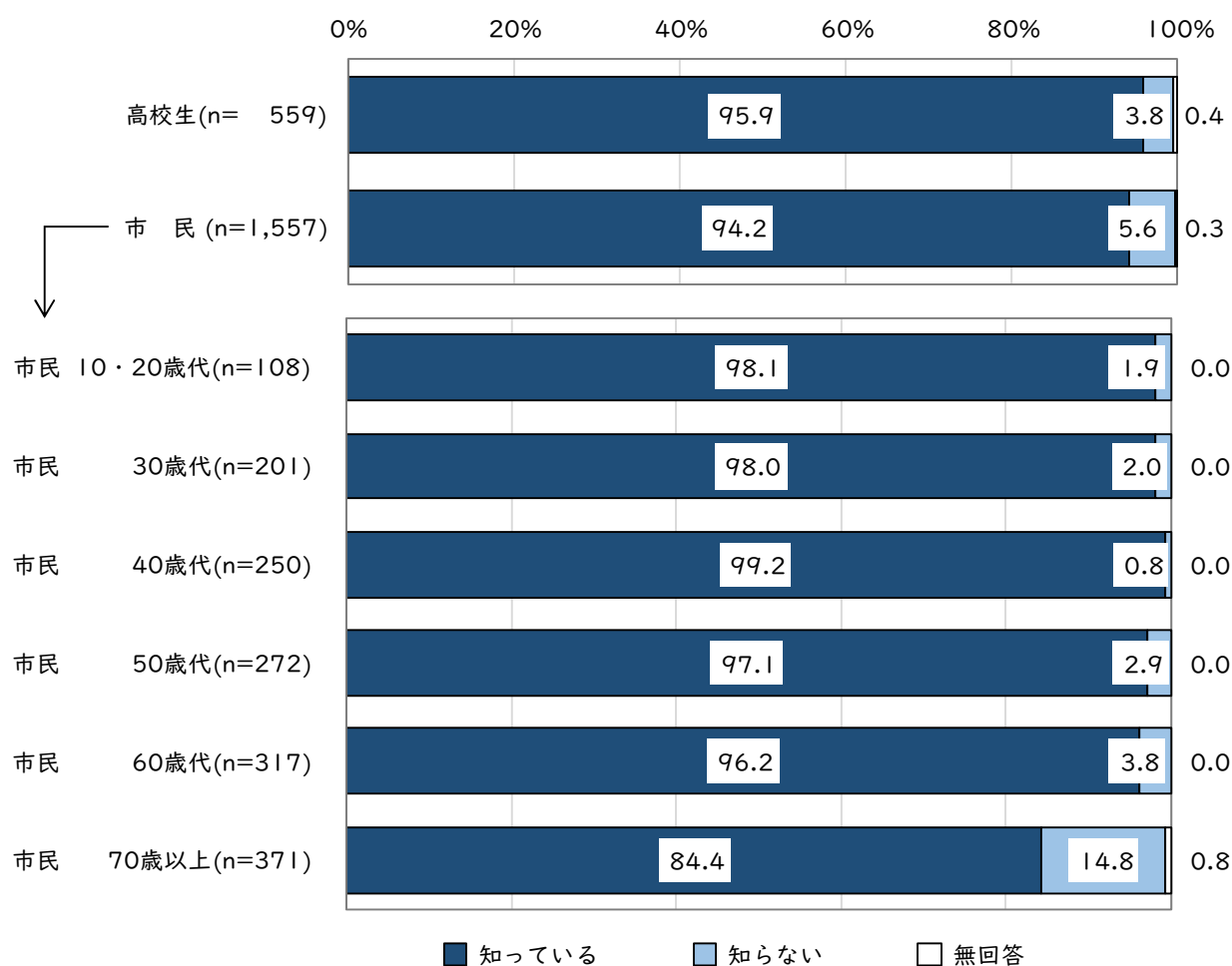
●調査結果の表示方法について

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・本文中の「国調査」は、内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」を表します。

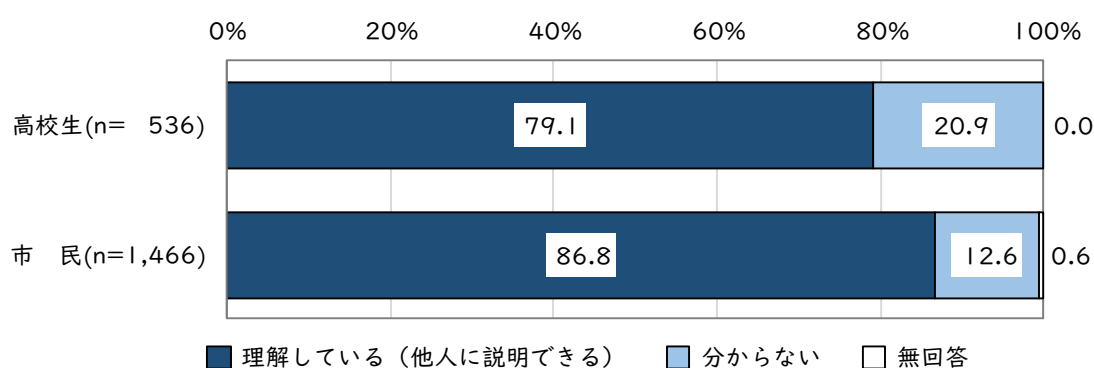
(2) 調査の結果概要

①DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知状況

DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度は、60歳代以下で95%以上となっており、DVという言葉が浸透していることがうかがえます。

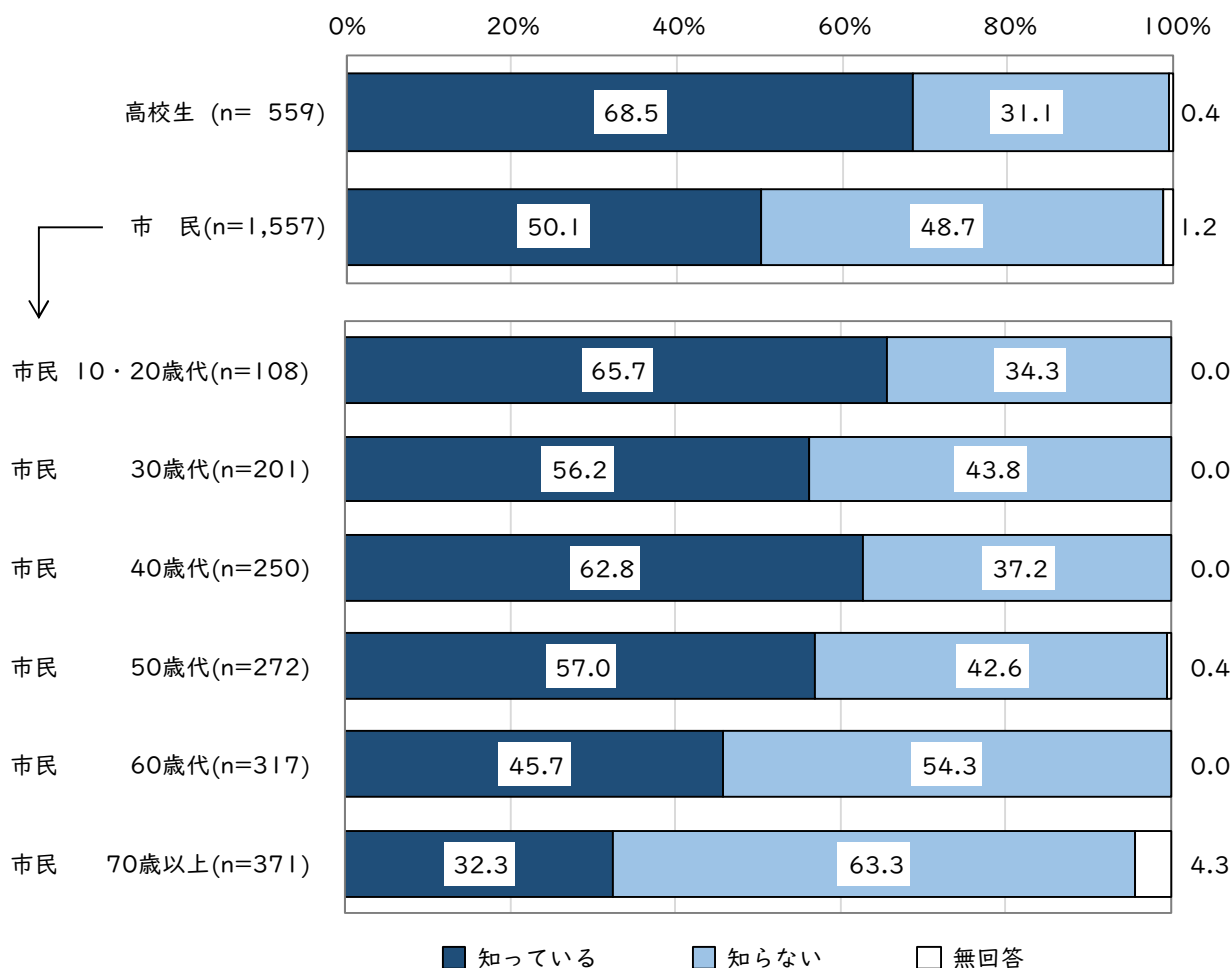


また、DVを知っている人に、DVの内容について理解しているかを尋ねたところ、「理解している（他人に説明できる）」では、高校生が79.1%、市民が86.8%となっています。

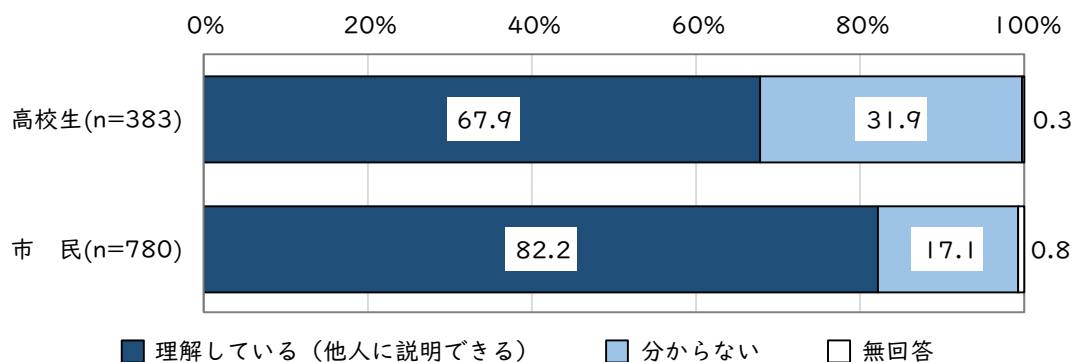


②デートDVの認知状況

デートDVの認知度は、若年層が約7割（高校生が68.5%、市民10・20歳代が65.7%）となっており、DVと比較すると認知度は低く、知らぬ間に被害者・加害者となるおそれがあるため、さらなる意識の醸成が必要です。



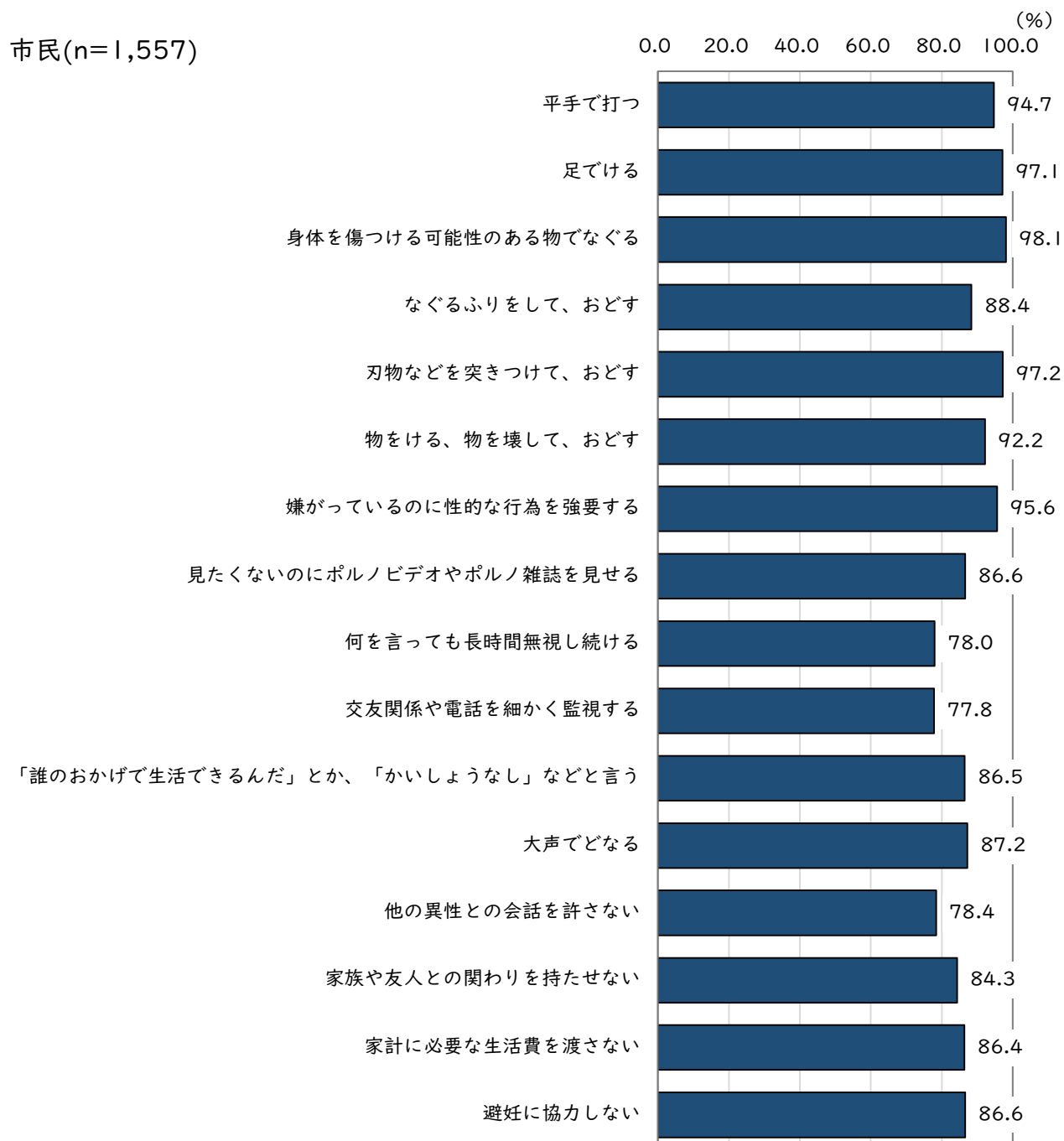
また、デートDVを知っている人に、デートDVの内容について理解しているかを尋ねたところ、「理解している（他人に説明できる）」では、高校生が67.9%、市民が82.2%となっています。



③暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為について、市民では「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」が最も高く98.1%、次いで「刃物などを突きつけて、おどす」が97.2%、「足でける」が97.1%となっています。

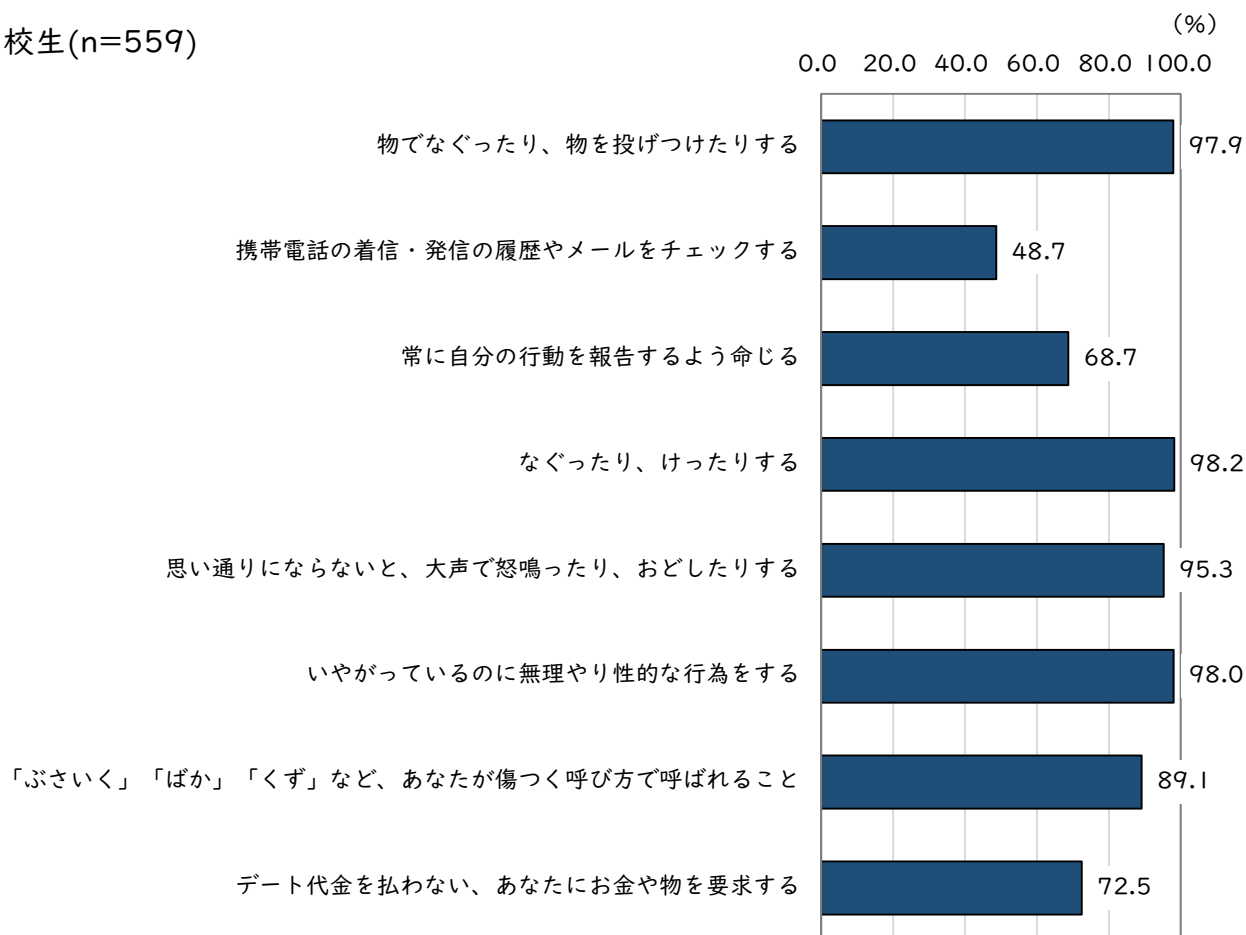
一方、「交友関係や電話を細かく監視する」が最も低く77.8%、次いで「何を言っても長時間無視し続ける」が78.0%、「他の異性との会話を許さない」が78.4%となっています。



暴力にあたると思う行為について、高校生では「なぐったり、けったりする」が最も高く 98.2%、次いで「いやがっているのに無理やり性的な行為をする」が 98.0%、「物でなぐったり、物を投げつけたりする」が 97.9%となっています。

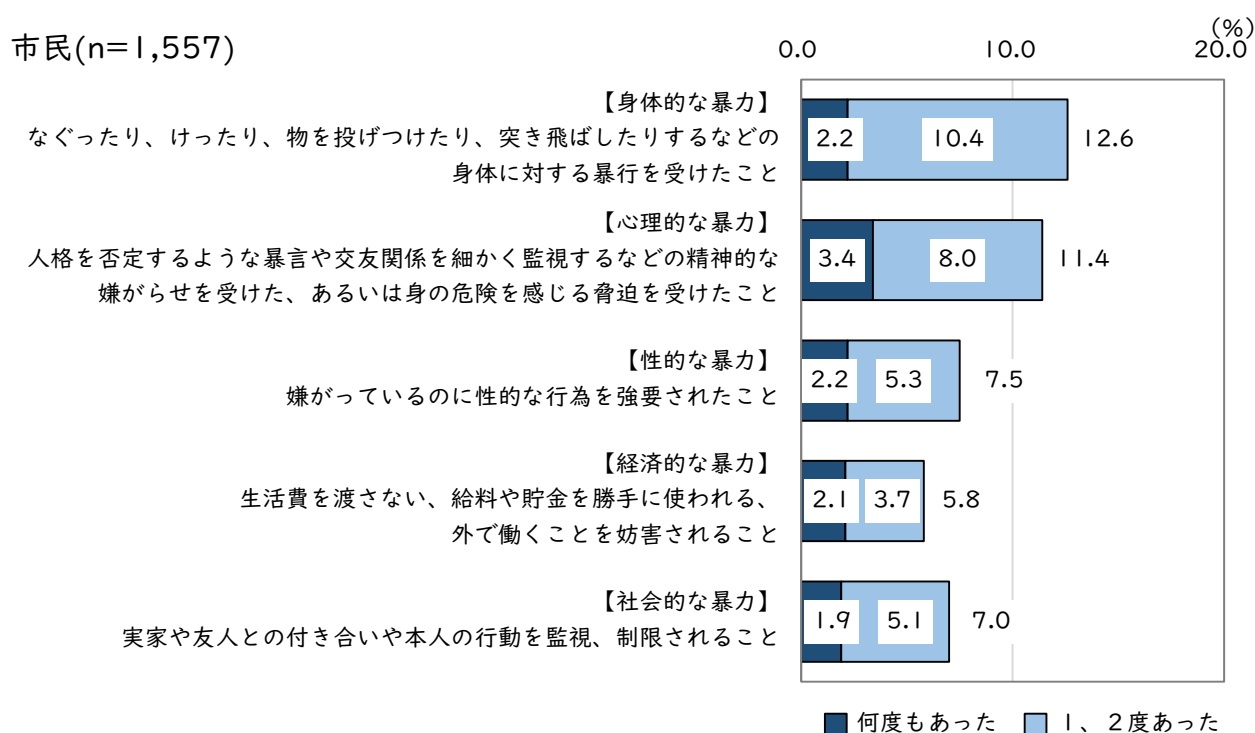
一方、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックする」が最も低く 48.7%、次いで「常に自分の行動を報告するよう命じる」が 68.7%、「デート代金を払わない、あなたにお金や物を要求する」が 72.5%となっています。

高校生(n=559)

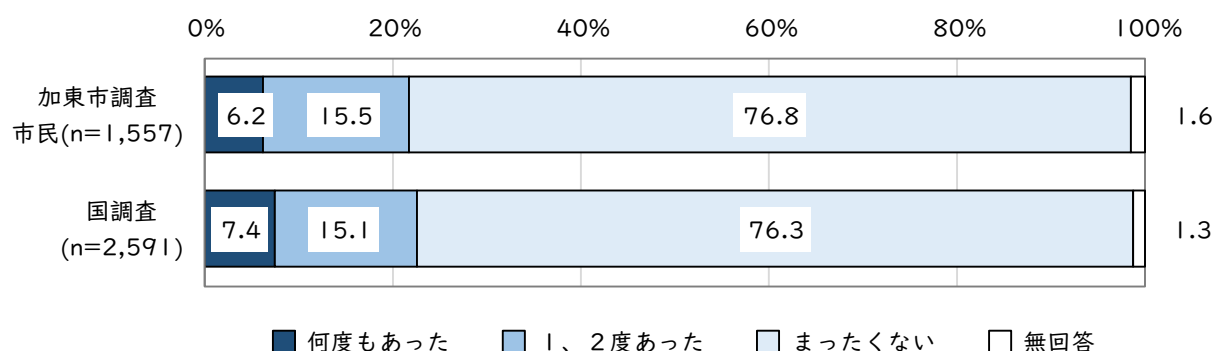


④DV被害経験の状況

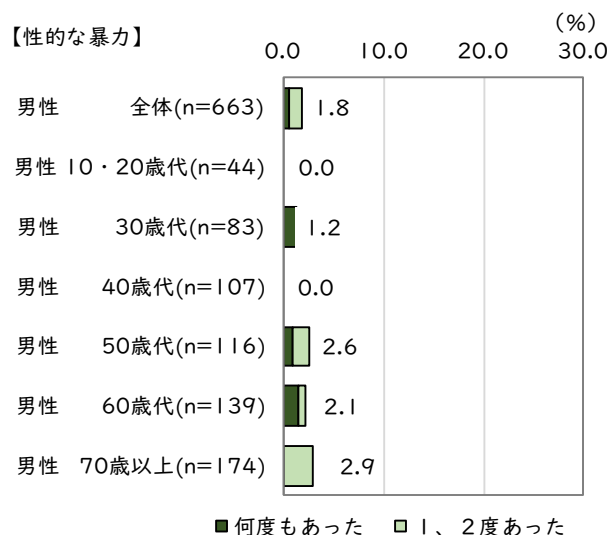
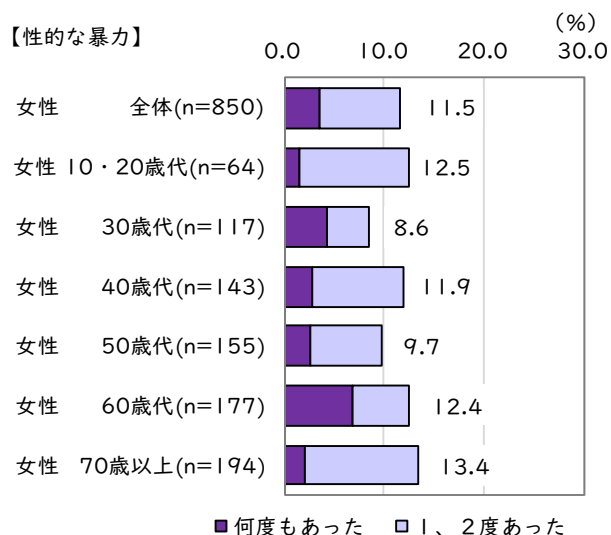
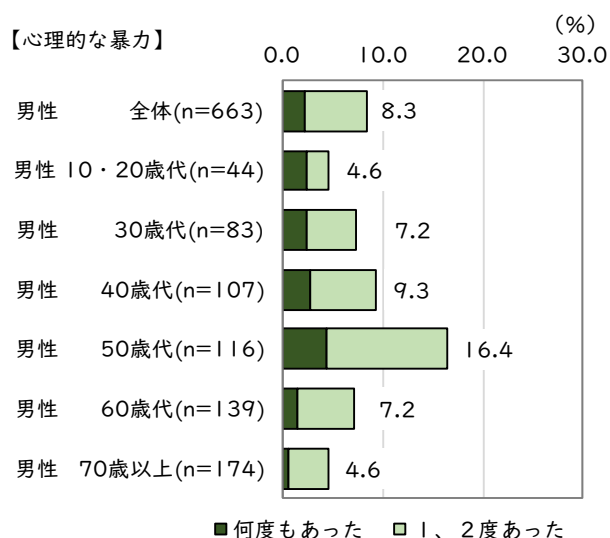
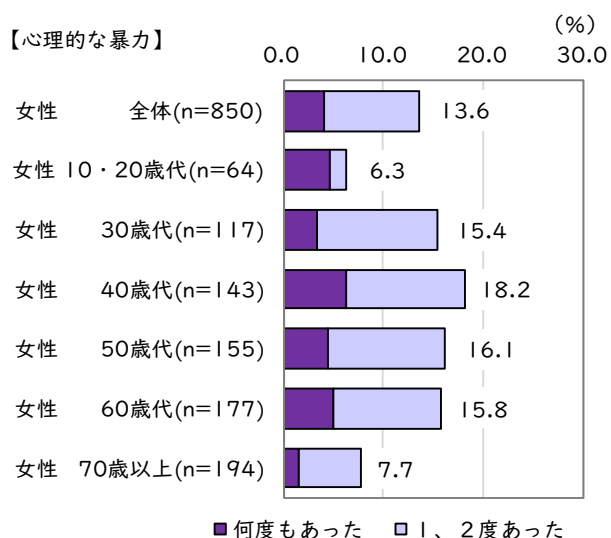
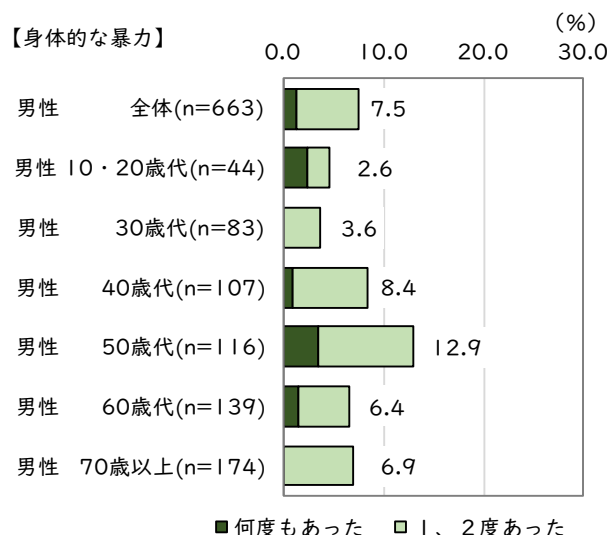
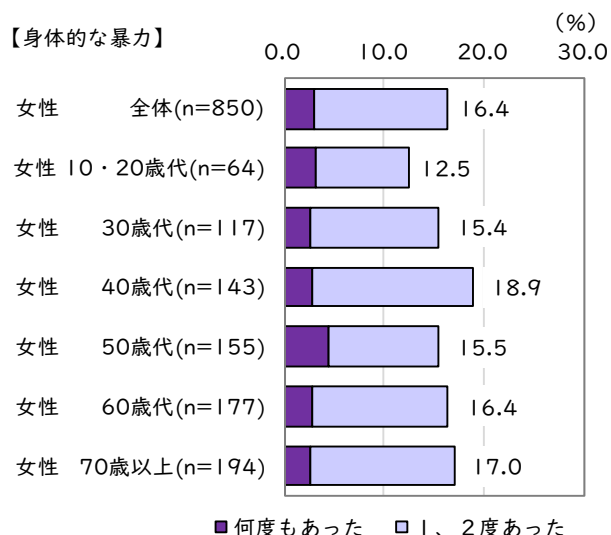
配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）市民は、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けたこと」が最も高く12.6%、次いで「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは身の危険を感じる脅迫を受けたこと」が11.4%、「嫌がっているのに性的な行為を強要されたこと」が7.5%となっています。

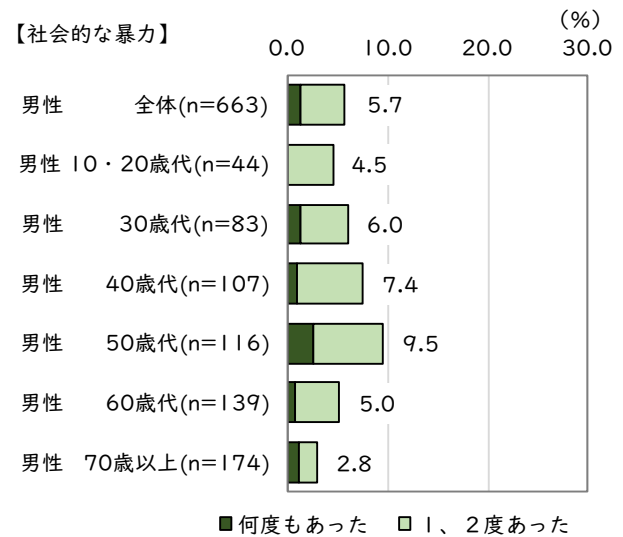
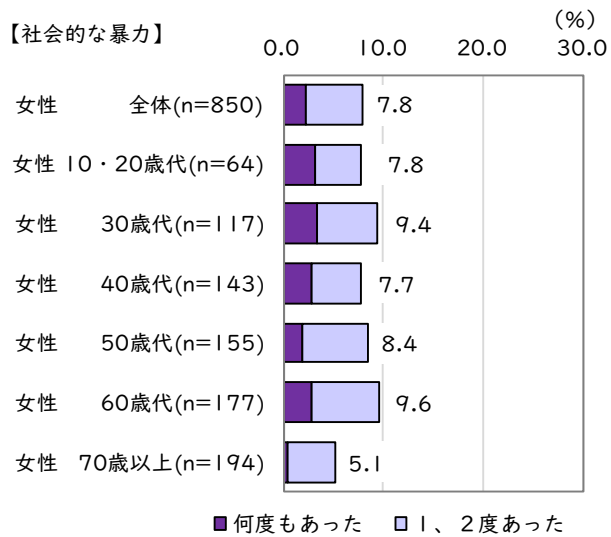
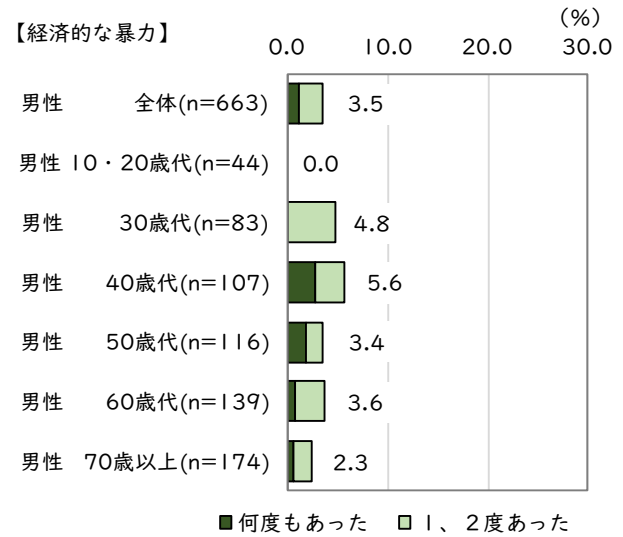
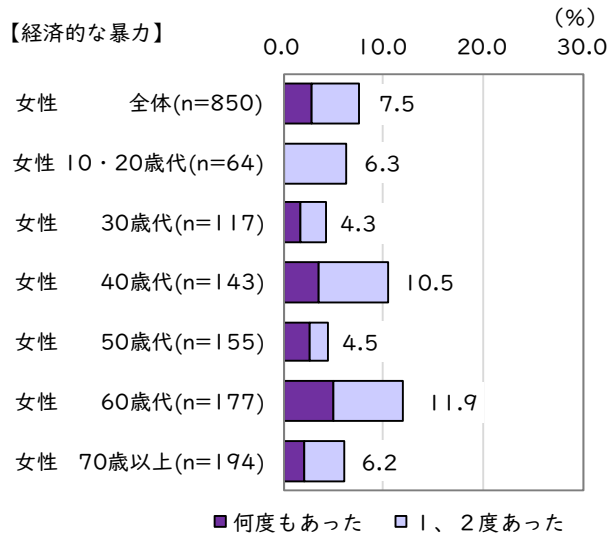


「身体的な暴力」「心理的な暴力」「性的な暴力」「経済的な暴力」「社会的な暴力」のいずれかについて、配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある（「何どもあった」と「1、2度あった」の合計）市民は、21.7%となっています。

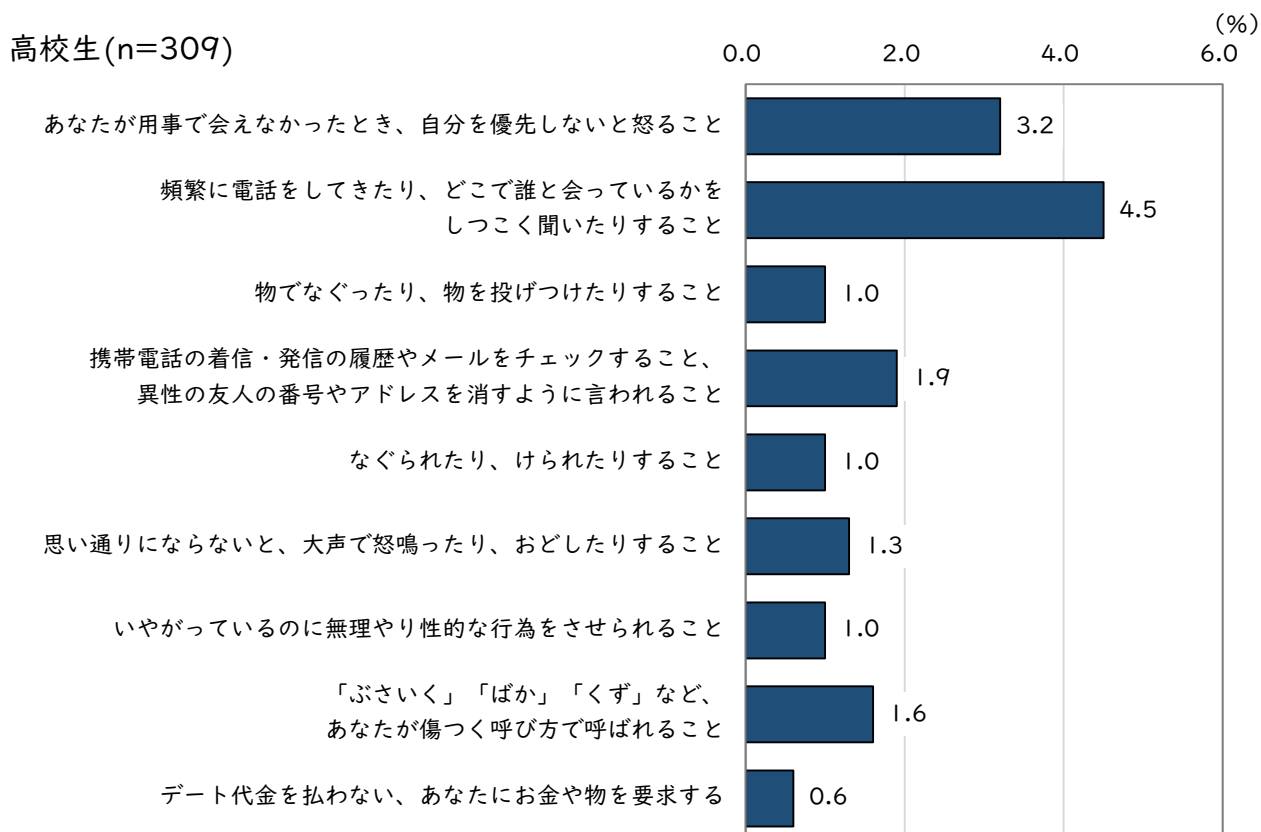


配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある経験を男女別でみると、女性では「身体的な暴力」が最も高く 16.4%、次いで「心理的な暴力」が 13.6%、「性的な暴力」が 11.5%となっています。男性では「心理的な暴力」が最も高く 8.3%、次いで「身体的な暴力」が 7.5%、「社会的な暴力」が 5.7%となっており、男性 50 歳代については、女性 50 歳代と同じ程度の割合となっている状況です。





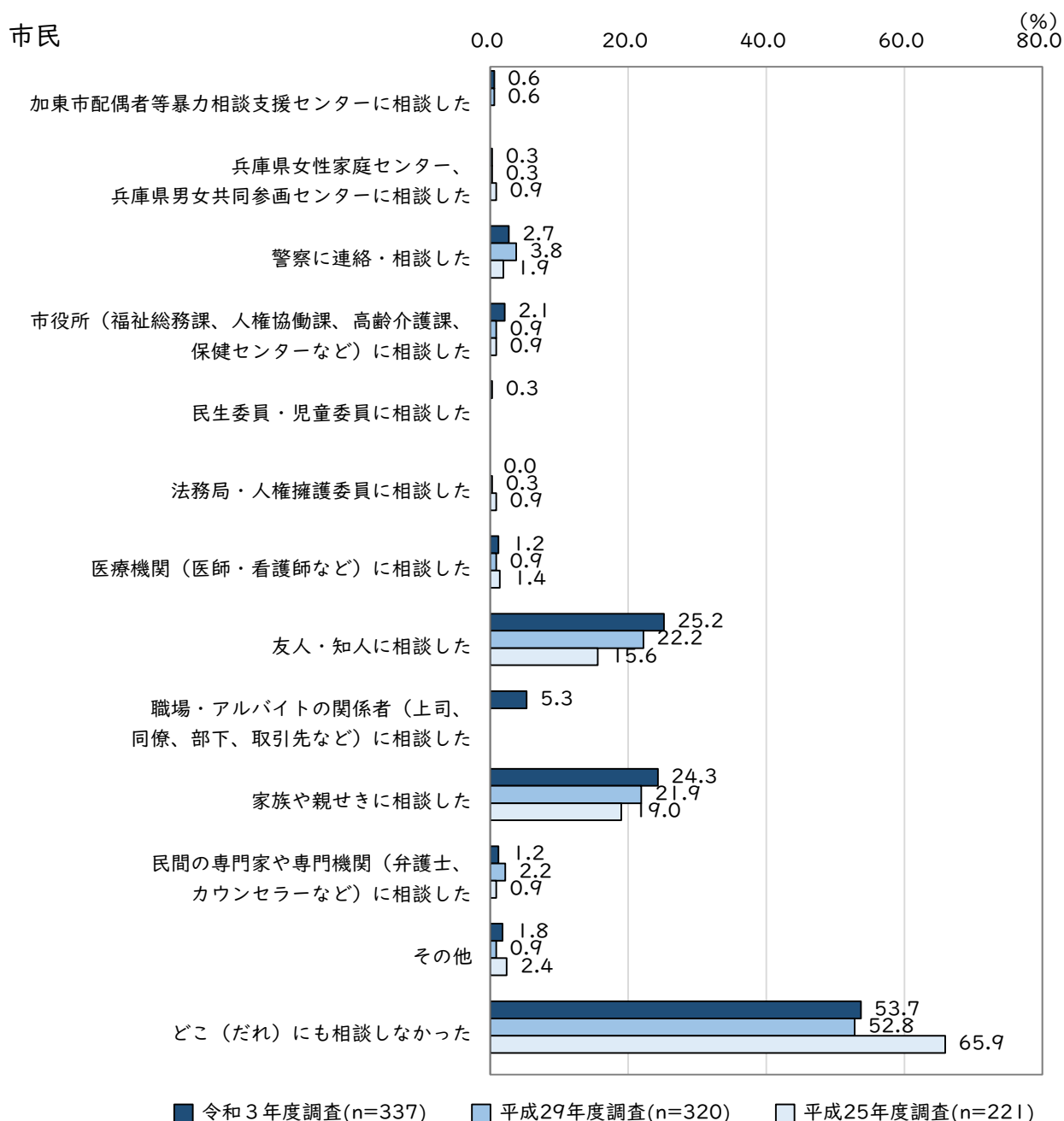
交際相手が「いる」または「いた」ことがある高校生に、交際相手から暴力行為を受けたことがあるかについて尋ねたところ、「頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること」が最も高く 4.5%、次いで「あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること」が 3.2%、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること」が 1.9%となっています。



⑤配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手

DVの被害を受けたことがある市民に、相手から暴力を受けたとき、誰かに相談したりしたかを尋ねたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も高く 53.7%、次いで「友人・知人に相談した」が 25.2%、「家族や親せきに相談した」が 24.3%となっています。

また、経年変化でみると、公的機関や民間の相談機関等へ相談する人はわずかである状況に変化はなく、友人・知人、家族や親戚に相談する人が増加傾向となっています。

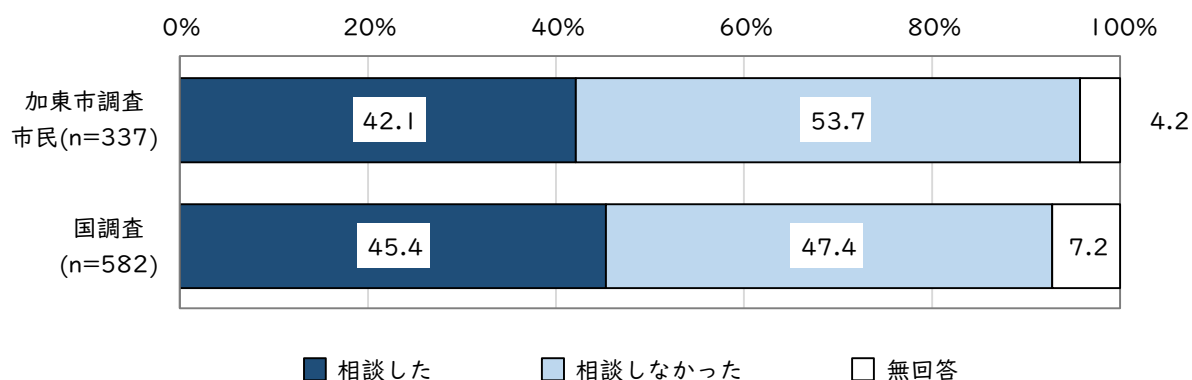


※平成 29 年度調査と平成 25 年度調査には、「民生委員・児童委員に相談した」「職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した」の選択肢はありません。

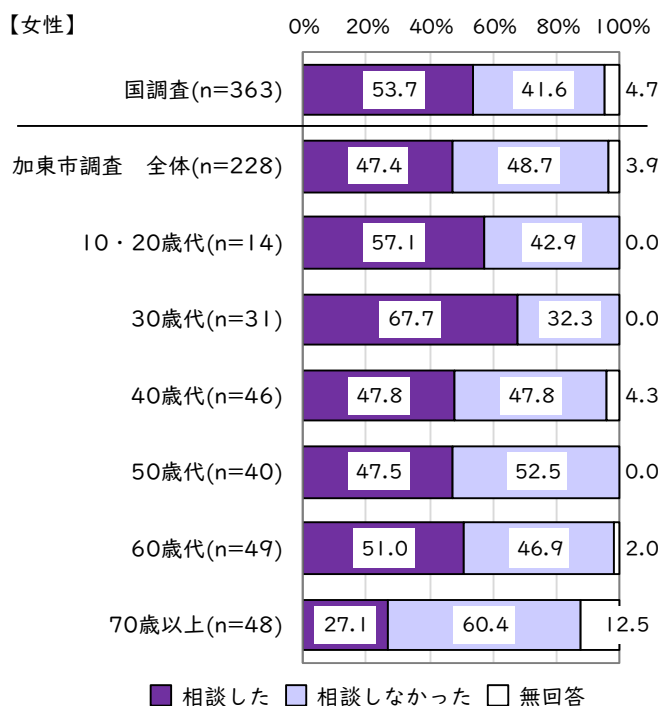
※平成 25 年度調査には、「加東市配偶者等暴力相談支援センターに相談した」の選択肢はありません。

いずれかの相談先を回答した人の合計を『相談した』としてまとめると、『相談した』は42.1%となっています。

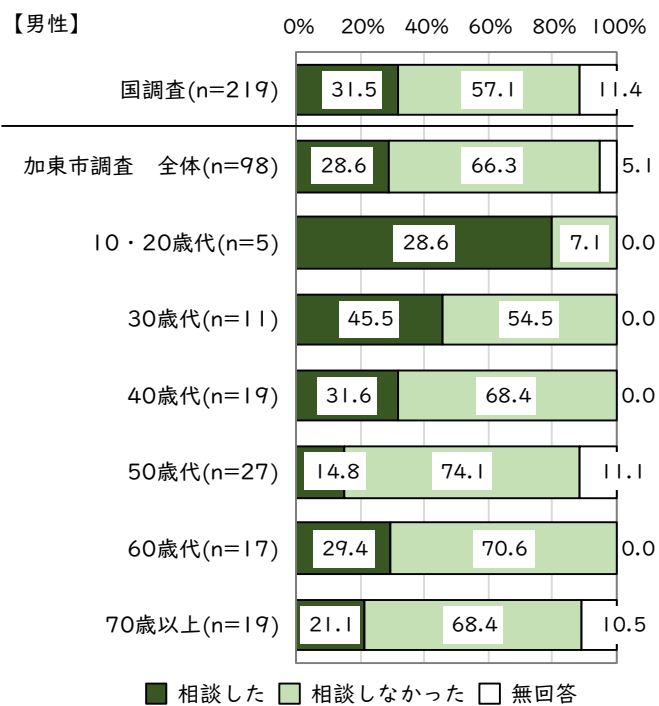
また、男女別でみると、『相談した』割合は、女性が47.4%、男性が28.6%となっています。



【女性】



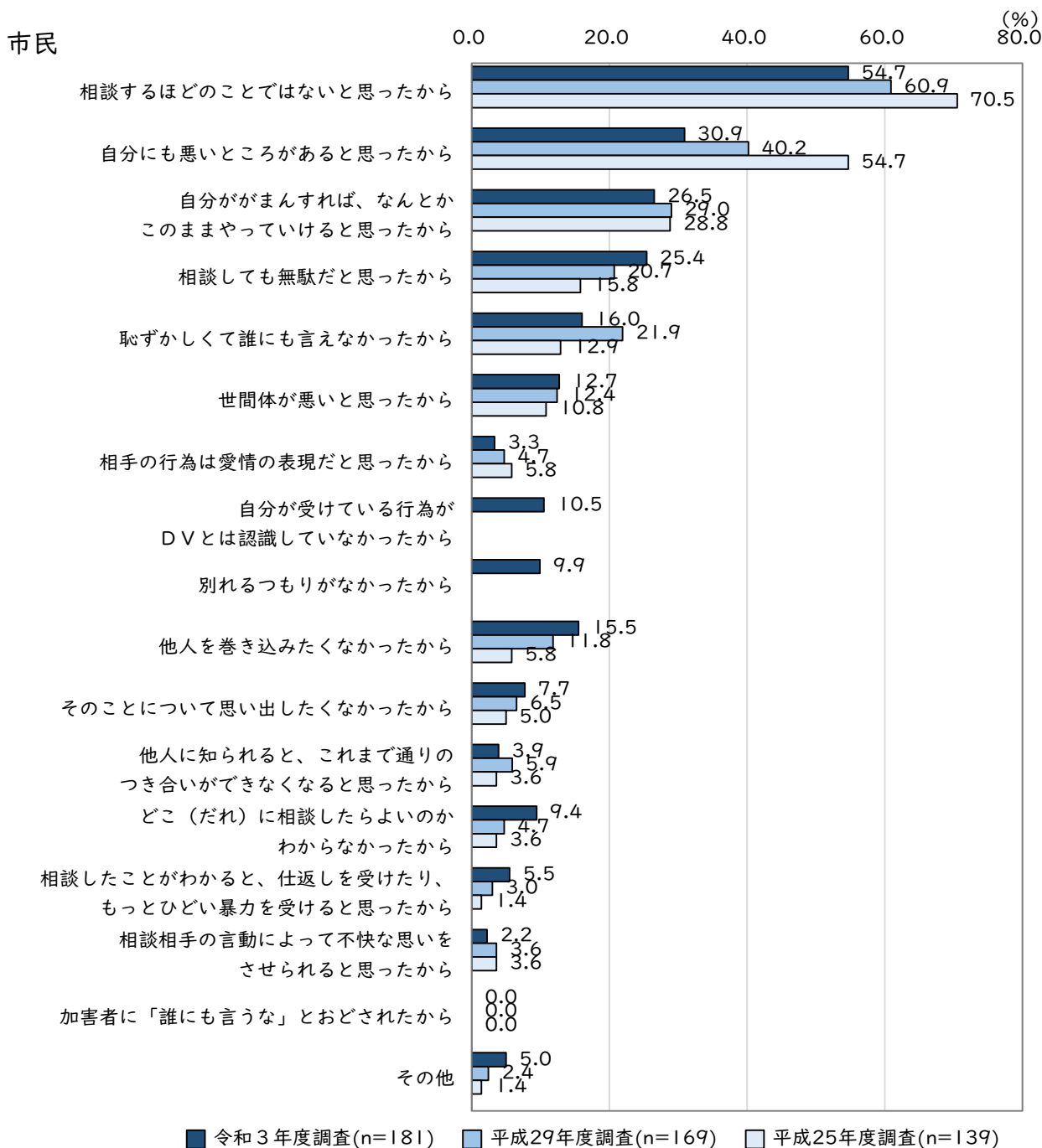
【男性】



⑥配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由

DVの被害をだれにも相談しなかった人に、その理由を尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く54.7%、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が30.9%、「自分ががまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が26.5%となっています。

また、経年変化でみると、「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」は減少傾向にあります。一方、「相談しても無駄だと思ったから」「他人を巻き込みたくなかったから」「どこ（だれ）に相談したらよいのかわからなかったから」などは増加傾向となっています。

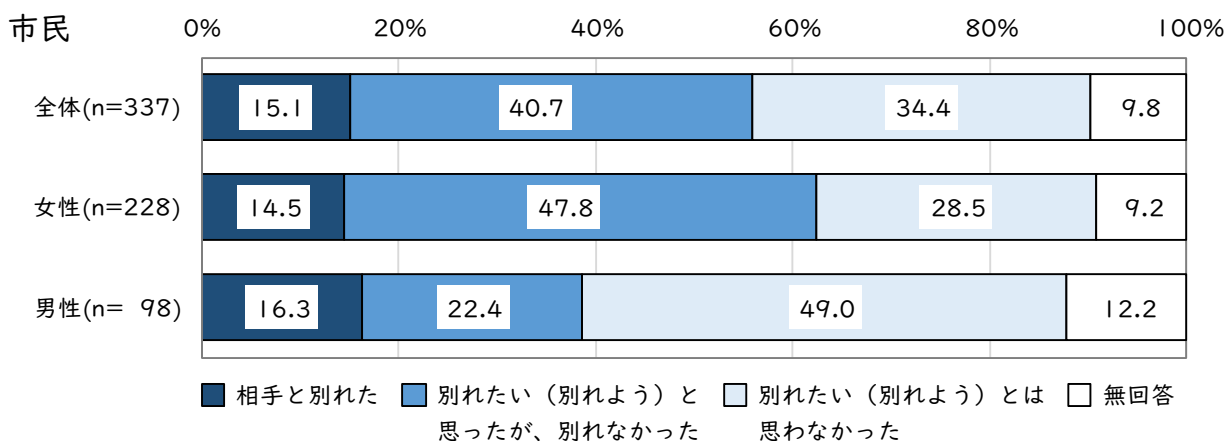


※平成29年度調査と平成25年度調査には、「自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから」「別れるつもりがなかったから」の選択肢はありませんでした。

⑦配偶者や交際相手から暴力を受けた後の行動

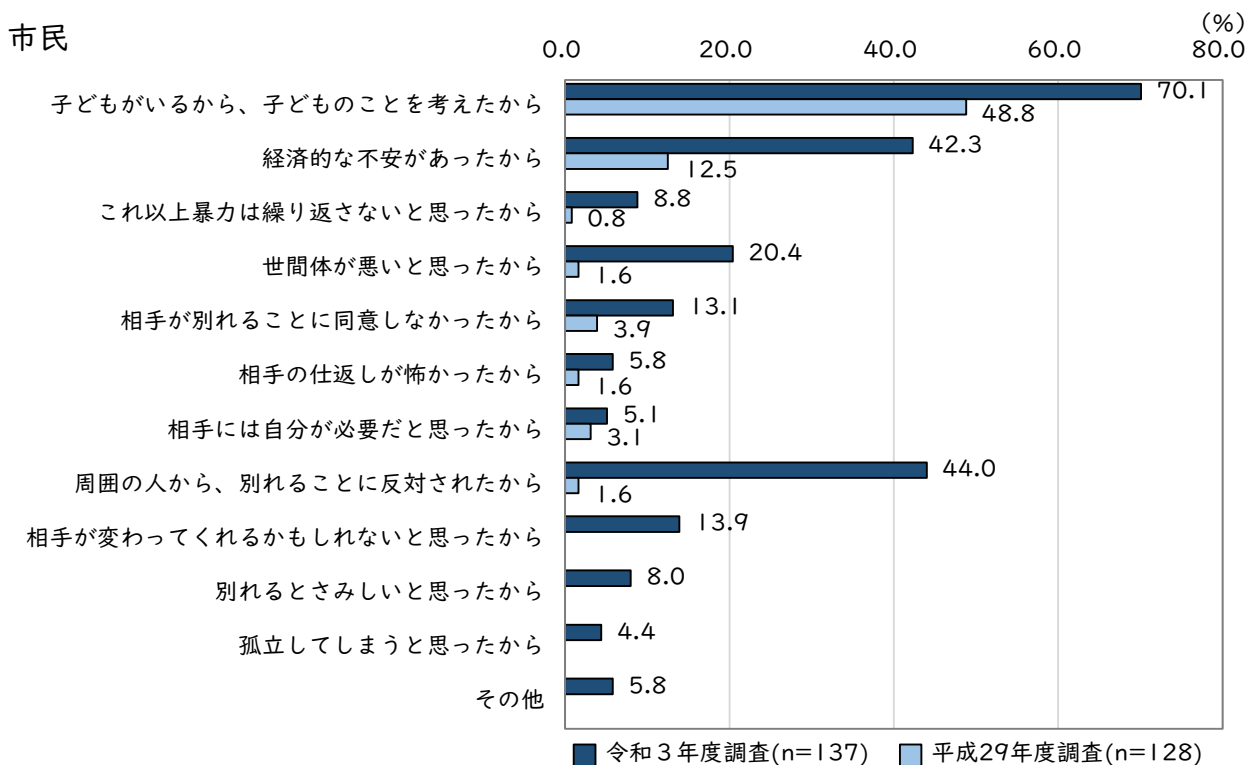
DVの被害を受けたことがある市民に、相手から暴力を最初に受けたときの行動を尋ねたところ、「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」が最も高く40.7%、次いで「別れたい（別れよう）とは思わなかった」が34.4%、「相手と別れた」が15.1%となっています。

また、男女別でみると、男性に比べ、女性で「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」の割合が高く、女性に比べ、男性で「別れたい（別れよう）とは思わなかった」の割合が高くなっています。



⑧配偶者や交際相手から暴力を受けたが別れなかった理由

相手から暴力を最初に受けたときに別れなかった人に、その理由を尋ねたところ、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が最も高く70.1%、次いで「周囲の人から、別れることに反対されたから」が44.0%、「経済的な不安があったから」が42.3%となっています。

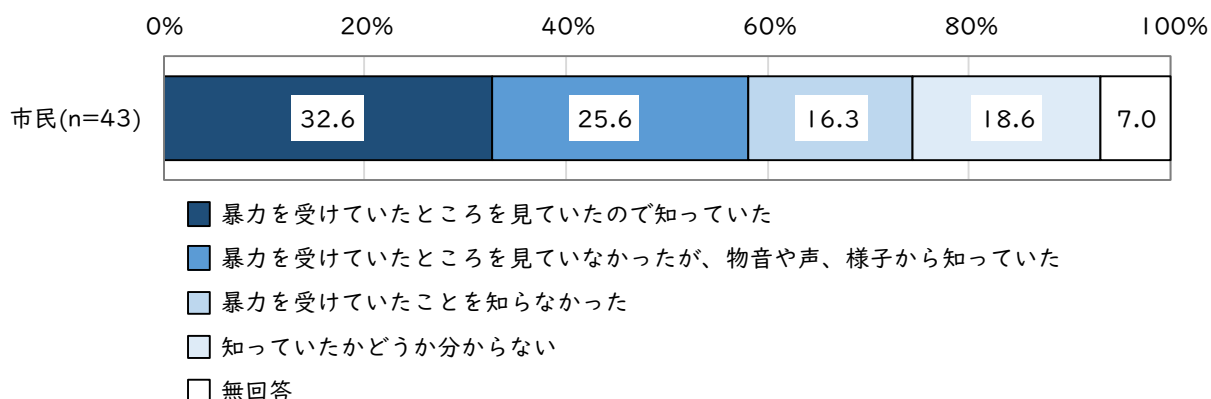


※平成29年度調査では単数回答の設問でした。

※平成29年度調査には「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」「別れるとさみしいと思ったから」「孤立してしまうと思ったから」の選択肢はありませんでした。

⑨配偶者や交際相手から暴力を受けていたことを子どもが知っているか

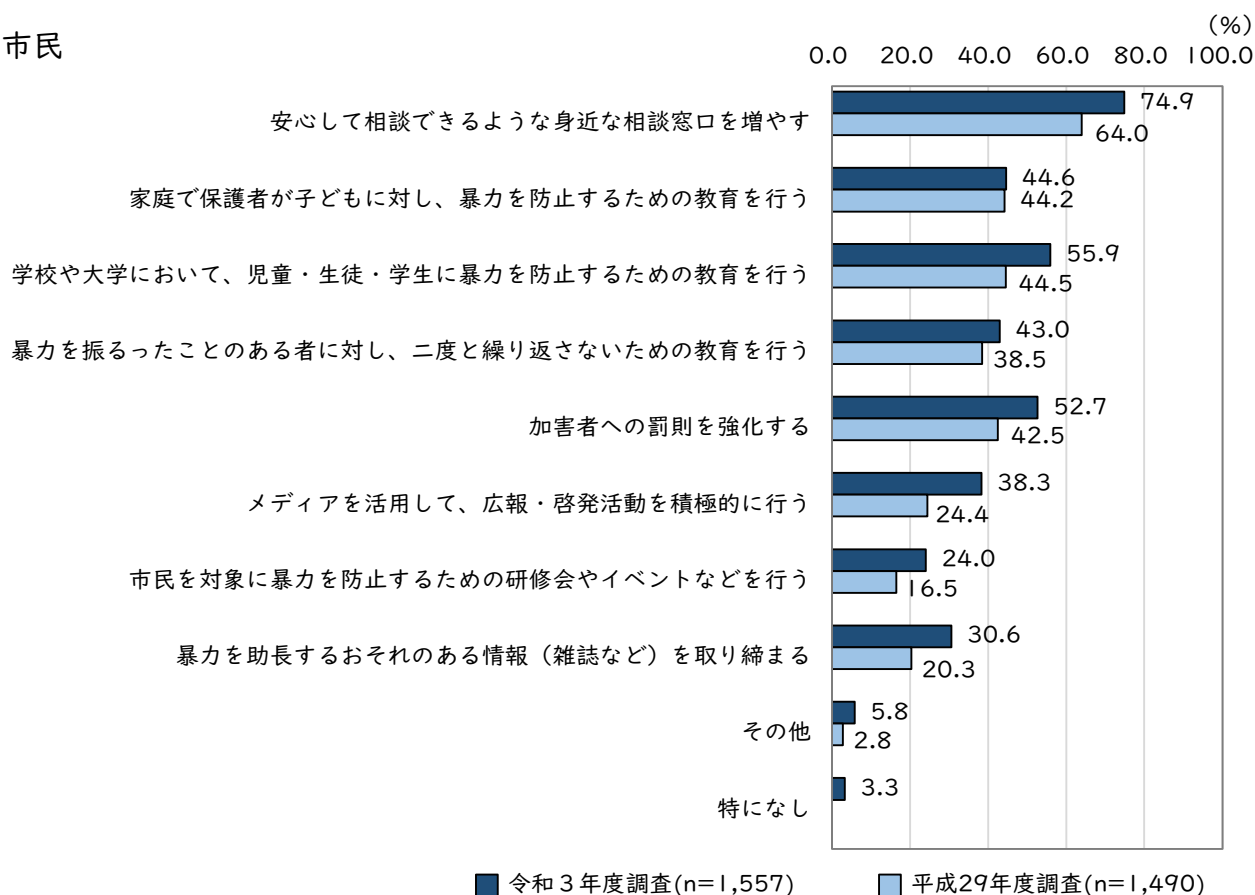
子どもが18歳になるまでの間に、配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある人に、子どもが暴力を受けていたことを知っているかを尋ねたところ、「暴力を受けていたところを見ていたので知っていた」が最も高く32.6%、次いで「暴力を受けていたところを見ていなかったが、物音や声、様子から知っていた」が25.6%、「知っていたかどうか分からない」が18.6%となっています。



⑩配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要な取組

配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要な取組について、市民では「安心して相談できるような身近な相談窓口を増やす」が最も高く74.9%、次いで「学校や大学において、児童・生徒・学生に暴力を防止するための教育を行う」が55.9%、「加害者への罰則を強化する」が52.7%となっています。

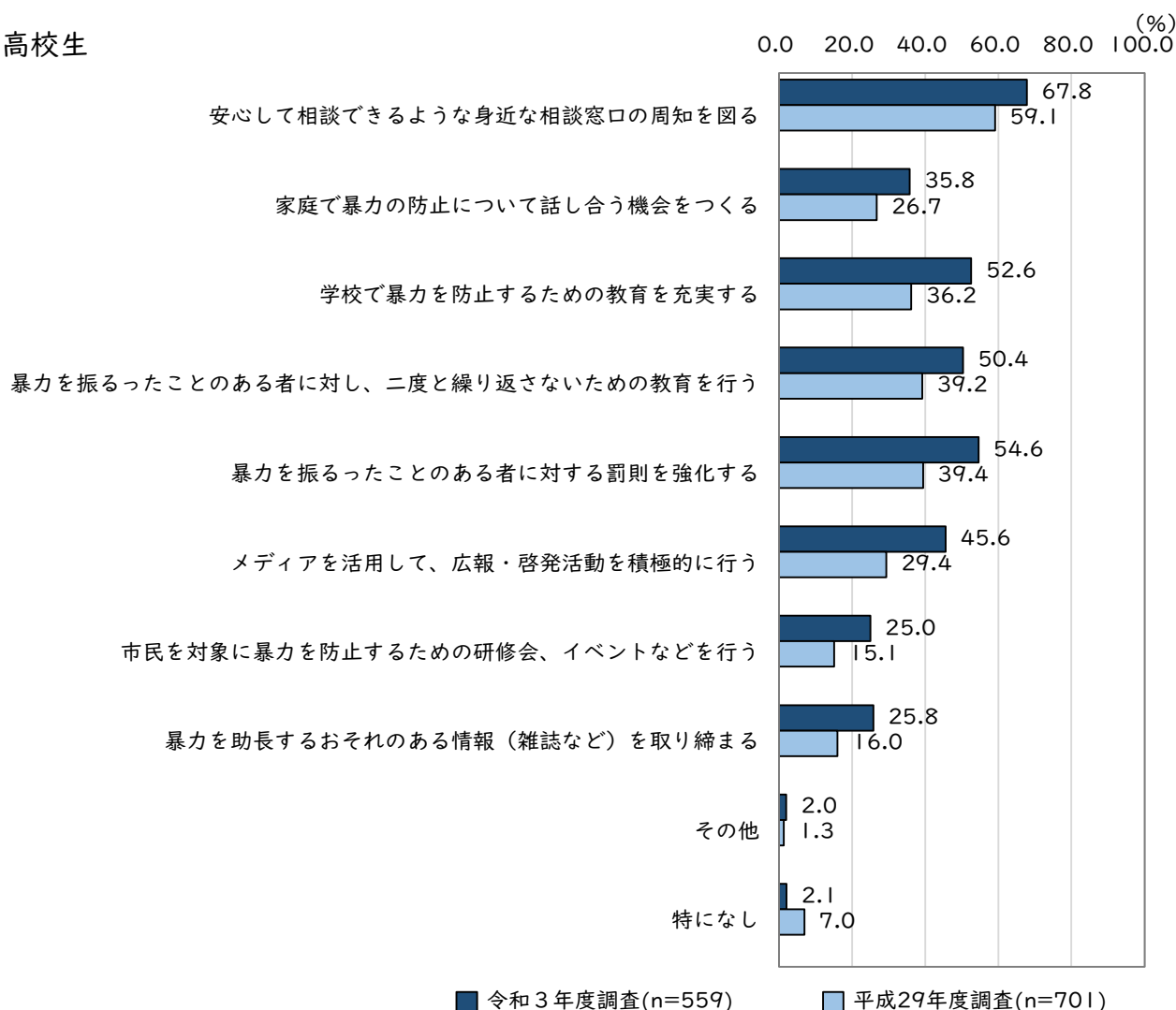
市民



※平成29年度調査では単数回答の設問でした。

配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要な取組について、高校生では「安心して相談できるような身近な相談窓口の周知を図る」が最も高く 67.8%、次いで「暴力を振るったことのある者に対する罰則を強化する」が 54.6%、「学校で暴力を防止するための教育を充実する」が 52.6%となっています。

高校生



第3章 施策の基本的な考え方

1. 計画の基本方針

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、あらゆる暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

2. 施策の重点目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を著しく害し、時には生命の安全を脅かすおそれがあることから、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。また、DVは被害者の人権に対する蔑視や固定的な性別役割分担意識が一因となってもたらされるものであり、本市が目指す男女共同参画社会の実現を妨げる行為です。

本計画では「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点目標に掲げ、本市に住む誰もが暴力の不安に怯えることなく、また、暴力で人を傷つけることがないように、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。被害者に対しては、本市だけではなく、警察や県の関係機関、民間団体との連携・協力により、自立に向けて、安心して歩みを進められるよう継続的に、かつ被害者の心情を尊重した支援に取り組みます。

3. 施策の方向性

(1) 相談体制の充実

配偶者（パートナー）や交際相手間の親密な関係性の中で起こる暴力は、周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために被害が潜在化してしまうケースが多くあります。

市民意識調査結果では、配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く 54.7%となっています。また、公的機関や民間の相談機関等に相談する人が少なく、潜在的な被害者がいる可能性があります。

被害の深刻化を防ぎ、被害者だけで悩むことなく早期に必要な支援を行うために、相談窓口を周知するとともに、被害者の情報保護及び二次的被害の防止に努め、安心して相談ができる相談体制を築きます。また、加東市配偶者暴力相談支援センターを中心とする関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

(2) 被害者の安全確保

被害の深刻化を防ぎ、早期に被害者及び子ども等の同伴家族の安全を確保し、自立に向けて支援していくことが重要です。

市民意識調査結果では、暴力行為を防止するため、「安心して相談できるような身近な相談窓口を増やす」が 74.9%と最も高く、県及び市の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、安心して相談できる体制が必要です。

警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と連携を密にし、緊急時における被害者及び子ども等の同伴家族の安全確保に努めるとともに、被害者の情報保護の観点から、情報管理の徹底を図ります。

(3) 被害者の自立支援と生活再建の支援

外出先で加害者と遭遇する危険性や各種手続きにおける心理的負担を軽減するとともに、自立へのスムーズな移行を支援し、生活再建の道筋を立てていくことが大切です。

市民意識調査結果では、暴力行為を受けても別れなかった理由として、「子どもがいるから、子どものことを考えたら」が最も高く 70.1%となっており、生活再建に向け公的制度についての情報提供を行い、支援機関へつなぐ必要があります。

被害者が早期に自立した生活を送れるよう、警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と協力しながら、生活の再建や住宅の確保、就労に向けた支援を行うとともに、DVに巻き込まれた子どもについても、学校や保育所、要保護児童対策地域協議会等と連携し支援を行っていきます。

(4) DVを許さない意識づくりの推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の生命と尊厳を脅かすだけでなく、男女平等の実現の妨げにもなっています。また、交際相手との間でも様々な形で暴力は生じる可能性があり、被害の低年齢化が懸念されています。

市民意識調査結果では、DVという言葉の認知度は、市民で94.2%、高校生が95.9%で、DVの内容を理解しているかについては、市民が86.8%、高校生が79.1%となっています。DVという言葉は市民に浸透しているものの、内容までは十分に理解されていないため、DVの形態を正しく周知し、DVの多くが何種類かの暴力が重なって起こっていることを周知するとともに、加害者を生み出さないためのDV未然防止や加害行為の抑止に向けた取組が必要です。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を形成するため、DV被害の実態やDVの特性・背景等について啓発を行い、市民一人ひとりのDVに対する認識を深めていきます。また、子どもの目の前で生じる面前DVが及ぼす子どもへの影響は深刻であり、児童虐待のひとつとして啓発します。さらに、交際相手との間で生じるデートDVについて、学校教育において防止教育を進めることで、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせていきます。

(5) 連携体制の充実

被害者への適切な支援のためには、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。また、障害者や高齢者、性的マイノリティなど、様々な状況に置かれている被害者が相談しやすい環境整備が必要です。

被害者の円滑・迅速な保護、適切な支援を行うため、警察や県の関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、庁内においてもDV防止に向けたネットワークを充実していきます。さらに、DVの特性について十分に理解し、きめ細かでニーズに応じた支援を担う人材の育成に努めます。

4. 計画の体系

重点目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

基本目標Ⅰ 相談体制の充実

施策の基本的方向Ⅰ. 相談窓口体制の周知と充実

- 具体的施策 (1) 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実
(2) 相談窓口の周知と充実
(3) 相談者の特性(障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等)に応じた情報提供や相談支援

施策の基本的方向Ⅱ. 相談員等の資質向上

- 具体的施策 (1) 相談員等の各種研修への参加
(2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保

施策の基本的方向Ⅰ. 緊急時における安全確保

- 具体的施策 (1) 被害者及び同伴家族の安全確保
(2) 子どもの安全確保
(3) 警察や県との連携による一時保護

施策の基本的方向Ⅱ. 被害者の情報の保護

- 具体的施策 (1) 住民基本台帳の閲覧等の制限
(2) 関係部局における情報管理の徹底

施策の基本的方向Ⅲ. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

- 具体的施策 (1) 保護命令制度に関する情報提供
(2) 裁判所への同行支援

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

施策の基本的方向Ⅰ. 被害者の自立と生活再建に向けた支援

- 具体的施策 (1) 自立に向けた情報の提供
(2) 生活再建に向けた支援
(3) 住宅の確保に向けた支援
(4) 就労に向けた支援
(5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

施策の基本的方向Ⅱ. 被害者の子どもへの支援

- 具体的施策 (1) 就学や保育に関する支援
(2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施
(3) 子ども家庭総合支援拠点における相談実施
(4) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

基本目標Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

施策の基本的方向Ⅰ. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

- 具体的施策 (1) 冊子やカードなどの啓発グッズの配布
(2) 市民向け講演会の開催
(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」の周知

施策の基本的方向Ⅱ. 子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実

- 具体的施策 (1) デートDV防止教育・啓発の実施
(2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施
(3) 若年層が相談しやすい環境の整備

施策の基本的方向Ⅲ. DVに関する調査研究

- 具体的施策 (1) 市民への意識調査の実施
(2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討
(3) 男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究

基本目標Ⅴ 連携体制の充実

施策の基本的方向Ⅰ. 庁内連携体制の整備

- 具体的施策 (1) DV被害者支援対応マニュアルの活用
(2) 加東市DV防止ネットワーク会議の開催

施策の基本的方向Ⅱ. 関係機関との連携体制の強化

- 具体的施策 (1) 警察や県など関係機関との連携体制の強化
(2) 広域的な連携による被害者支援の実施
(3) 民間の被害者支援団体との連携

施策の基本的方向Ⅲ. 支援を担う人材の育成

- 具体的施策 (1) 職員に対する教育の実施

第4章 具体的施策

基本目標Ⅰ 相談体制の充実

施策の基本的方向Ⅰ．相談窓口体制の周知と充実

具体的施策（Ⅰ）加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

被害の深刻化を防ぎ、早期支援につなげるため、加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と相談窓口の定着を進めます。

また、同センターが被害者支援の中心的役割を果たすことができるよう、関係機関や民間の支援団体との緊密な関係構築に努めます。

施策コード	I-1-(1)-①	拡充
取組	加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実	
内容	○公共施設の窓口に啓発グッズを設置し、啓発活動を行います。 ○広報紙や市ホームページ等でDV相談窓口の周知を行うとともに、ケーブルテレビやSNS等を活用した啓発を検討します。 ○外国人にも相談窓口がわかり、支援につなげることができるよう、外国人向けリーフレットの作成を進めていきます。	

具体的施策（Ⅱ）相談窓口の周知と充実

市の広報紙やホームページ等により「配偶者等からの暴力に関する相談」「女性のための相談」等を周知するとともに、DV被害が疑われる場合は、DV被害の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐための早期支援につなげます。

施策コード	I-1-(2)-①	継続
取組	「配偶者等からの暴力に関する相談」「女性のための相談」の周知	
内容	○市の広報紙やホームページ等で周知するほか、市内教育機関や医療機関に案内チラシを設置し、相談窓口を周知します。 ○女性が抱える悩み等の相談を受ける中で、相談の背景にDV被害が疑われる場合は、相談者の意思を尊重しつつ相談者にDV相談窓口を紹介し、早期支援につなげます。	

具体的施策（３）相談者の特性(障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等)に応じた情報提供や相談支援

様々な状況に置かれている被害者のプライバシーを守り、安心して相談窓口を利用できる体制を整えます。電話や来所以外の相談方法、多言語への対応についても検討し、コミュニケーションに支援を必要とする方の相談にも対応できる体制づくりを推進します。

施策コード	I-1-(3)-①	継続
取組	相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等）に応じた情報提供や相談支援	
内容	○障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等、相談者に応じた相談支援を関係機関と連携して行います。 ○特性への理解や支援の方法を学ぶ研修会を開催します。 ○外国人の相談に対応できるように、通訳機を活用するとともに、言語によっては通訳等を利用できる体制を整えます。	

施策コード	I-1-(3)-②	継続
取組	人権擁護委員等を対象とした研修会の実施	
内容	○人権擁護委員等を対象として、相談技術や知識の向上のための情報提供を行います。	

施策の基本的方向２．相談員等の資質向上

具体的施策（１）相談員等の各種研修への参加

被害者の支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会をつくり、相談者に適切に対応できるよう資質の向上を図ります。

施策コード	I-2-(1)-①	継続
取組	相談員等の資質の向上	
内容	○被害者支援に携わる相談員等に対して、国及び地方公共団体等が実施する様々な研修を受講できる機会をつくり、相談員の資質向上を図ります。	

具体的施策（２）相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

相談員等がバーンアウト状態や二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的かつ安定的に支援ができるよう、研修等により相談員等への心理的ケアを実施します。また、加害者等からの追跡等により相談員等が直接加害者に接触することがないよう安全対策を講じます。

施策コード	I-2-(2)-①	拡充
取組	相談員等への被害防止や心理的負担の軽減、ケアの実施	
内容	○県等が実施するセルフケア研修等に参加するとともに、必要に応じてスーパーバイズを受けられる体制を整備します。	

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保

施策の基本的方向Ⅰ．緊急時における安全確保

具体的施策（１）被害者及び同伴家族の安全確保

被害者からの緊急な相談に対し、警察や県の関係機関との連携を密にし、一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保します。

施策コード	Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-①	継続
取組	警察や関係機関との連携による一時保護所までの同行支援の実施	
内容	○一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保するために、警察と連携して一時保護所までの同行支援を実施します。	

具体的施策（２）子どもの安全確保

被害者が避難時に同伴できなかった子どもの安全を確保するため、子どもやその家庭に関する情報を加東こども家庭センター、警察、学校等と共有し、子どもが安心して生活ができるよう継続的な支援を行います。

施策コード	Ⅱ-Ⅰ-(Ⅱ)-①	継続
取組	関係機関との連携による子どもの安全確保の実施	
内容	○被害者が避難時に同伴できなかった子どもがいる場合、子どもやその家庭に関する情報を加東こども家庭センターや学校等と共有し、子どもが安心して暮らすことができるよう継続的な支援を行います。	

具体的施策（３）警察や県との連携による一時保護

緊急に被害者の保護が必要となった場合には、警察や兵庫県女性家庭センターと連携を図り、一時保護を実施します。

施策コード	Ⅱ-Ⅰ-(Ⅲ)-①	継続
取組	警察や関係機関との連携による一時保護の実施	
内容	○被害者の一時保護が必要となった場合、警察、兵庫県女性家庭センター、加東こども家庭センター等と連絡や調整を密に行い、安全を確保して、一時保護を実施します。	

施策の基本的方向 2. 被害者の情報の保護

具体的施策（1）住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の安全確保の観点から、「住民基本台帳事務における支援措置」について、被害者へ手続き等の情報を提供します。

施策コード	Ⅱ-2-(1)-①	継続
取組	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行・マイナンバーによる情報開示の制限	
内容	○「住民基本台帳事務等における支援措置」について、手続き等の情報提供を行います。	

具体的施策（2）関係部局における情報管理の徹底

被害者及び子どもの安全を確保するため、関係部局における情報管理を徹底します。

施策コード	Ⅱ-2-(2)-①	継続
取組	被害者情報の取扱いに関する関係者間での共通認識の形成	
内容	○被害者及び子どもの安全を確保するため、住民基本台帳等により事務処理を行う関係各課に対して、閲覧制限等の制度の周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底します。 ○DVに関する情報の取扱いや対処方法について、庁内で情報管理の徹底を図ります。	

施策の基本的方向 3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

具体的施策（1）保護命令制度に関する情報提供

被害者に保護命令制度についての情報提供を行います。

施策コード	Ⅱ-3-(1)-①	継続
取組	保護命令制度に関する情報提供の実施	
内容	○保護命令制度の説明を行います。	

具体的施策（2）裁判所への同行支援

被害者が配偶者等への保護命令の発令を裁判所に申し立てるにあたり、裁判所へ同行支援等を行い、被害者の精神的負担を軽減します。

施策コード	Ⅱ-3-(2)-①	継続
取組	保護命令申立時の裁判所への同行支援	
内容	○被害者が保護命令を裁判所に申し立てる際、裁判所へ同行します。	

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

施策の基本的方向Ⅰ．被害者の自立と生活再建に向けた支援

具体的施策（１）自立に向けた情報の提供

被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行い、専門的な相談を必要とする場合には、専門家に相談するよう助言し、相談機関についての情報提供を行います。

施策コード	Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-①	継続
取組	自立に向けた情報の提供	
内容	○被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行います。	

具体的施策（２）生活再建に向けた支援

被害者の置かれた状況に応じて、各種制度を活用し生活再建を図ることができるよう支援します。

児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度について説明し、必要に応じた制度を利用できるよう関係機関につなぐとともに、必要に応じて手続き支援を行います。

また、被害者が転居先で生活を始める際には、医療保険、国民年金、健康診断や子どもの予防接種等の必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援を行います。

施策コード	Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ)-①	継続
取組	生活再建に向けた諸手続きの支援と情報提供	
内容	○被害者の状況に応じて必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町や関係機関との連携を行います。 ○被害者に必要な社会資源が受けられるよう関係機関と連携し、被害者の最低限度の生活保障を行い、自立と生活再建を図ります。 ○被害者と同伴している子どもが必要なサービスを受けることができるよう、情報提供を行います。	

具体的施策（３）住宅の確保に向けた支援

被害者の生活再建の実現に向け、公営住宅や母子生活支援施設等の情報提供を行い、支援の充実を検討します。

施策コード	Ⅲ-Ⅰ-(Ⅲ)-①	継続
取組	住宅に関する情報の提供	
内容	○入居条件等の情報提供を行います。 ○被害者に母子生活支援施設等の情報提供を行い、担当部署と連携して住宅確保に努めます。	

具体的施策（４）就労に向けた支援

ハローワークや市の就労支援室と連携し、被害者の状況に応じた就労支援を行い、自立を支援します。

施策コード	Ⅲ-１-（４）-①	継続
取組	ハローワーク等と連携した就労支援の実施	
内容	○就労に関する相談支援を関係機関と連携し、状況に応じた被害者の自立を促します。	

具体的施策（５）心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

被害者の心の健康の回復を目指し、被害者の心理相談やカウンセリングを実施している機関の情報提供を行い、被害者が孤立せず、早期に相談機関につながること、被害の深刻化を防ぎます。

施策コード	Ⅲ-１-（５）-①	継続
取組	心理相談やカウンセリング機関の情報提供の実施	
内容	○被害者の心理相談やカウンセリング機関の情報提供を行います。 ○自殺対策にかかる相談窓口一覧チラシを、各窓口、各団体等に配布し、周知を図るとともに、把握した対象者に相談窓口の情報提供を行います。	

施策の基本的方向２．被害者の子どもへの支援

具体的施策（１）就学や保育に関する支援

就学や保育について、被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、被害者の子どもが避難先で安心して就学できるよう、手続き等の支援を行います。

施策コード	Ⅲ-２-（１）-①	継続
取組	被害者の子どもの就学等の手続きの支援	
内容	○就学や就園について、避難先の教育委員会や他市町担当部局等の関係機関と連携し、転校、転園等の手続きの支援を行います。 ○情報の適切な共有化と情報管理を行います。	

具体的施策（２）スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施

学校にスクールカウンセラーを配置し、ＤＶの影響を受け家庭環境に不安を抱く子どもや子育てに悩みを抱える被害者のケアを行います。

施策コード	Ⅲ-２-（２）-①	継続
取組	スクールカウンセラーによる心のケアの実施	
内容	○困りごとのある児童生徒や保護者を対象としたスクールカウンセラーによる教育相談を行い、心理的ケアを行います。	

具体的施策（３）子ども家庭総合支援拠点における相談実施

被害者や子どもに関わる様々な相談機関が連携し、DVの早期発見と適切な相談窓口への引き継ぎを行います。

施策コード	Ⅲ-2-(3)-①	拡充
取組	関係機関との連携による早期発見と円滑な引継ぎ	
内容	○虐待・DV被害者の精神的・身体的不安に配慮し、ワンストップ相談あるいは庁内関係課から相談窓口への円滑な引き継ぎによる対応を行います。	

具体的施策（４）関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

DVを目撃（面前DV）するなどによって、DVに巻き込まれた子どもの支援については、要保護児童対策地域協議会において支援方針等について関係機関と情報共有を図り、被害者やその子どもへの継続的な見守りを行います。

また、学校や保育所等においては、保育教諭、学級担任等が子どもの状況を把握し、継続的に見守ります。

施策コード	Ⅲ-2-(4)-①	継続
取組	要保護児童対策地域協議会との連携による子どもへの支援の実施	
内容	○要保護児童対策地域協議会において、支援方針等について話し合うとともに、情報共有を図り、関係機関と連携して支援を行います。	

施策コード	Ⅲ-2-(4)-②	継続
取組	乳幼児健診等の実施	
内容	○乳幼児健診等により、面接相談と子どもの成長・発達の確認を行うことで、子どもの状況把握と継続支援を行います。DV被害が疑われる場合は、相談窓口の情報提供を行います。	

施策コード	Ⅲ-2-(4)-③	継続
取組	学級担任による相談等の実施	
内容	○クラス担任等が子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守ります。 ○子どもに対して定期的に教育相談を行うことで、家庭から離れた場に子どもが相談しやすい環境をつくれます。	

基本目標Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

施策の基本的方向Ⅰ．DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

具体的施策（Ⅰ）冊子やカードなどの啓発グッズの配布

DV防止啓発冊子やDV被害者サポートカードを市役所や図書館、公民館、病院等の市民が利用する施設に設置します。

また、DVについて正しい知識を深め、DVに早期に気づき、被害者自身が専門機関に相談できるように、相談機関の周知を図ります。

施策コード	Ⅳ-Ⅰ-(Ⅰ)-①	継続
取組	DV防止啓発のためのカード等の設置	
内容	○DV防止啓発のリーフレットやDV被害者サポートカードを市内医療機関や公共施設に設置します。	

具体的施策（Ⅱ）市民向け講演会の開催

男女共同参画社会の実現に向けて、講演会やセミナー等を通じて、人権意識の向上を図るとともに、暴力を生まないための啓発を行います。

施策コード	Ⅳ-Ⅰ-(Ⅱ)-①	継続
取組	男女共同参画セミナー等の実施	
内容	○講演会等を通じて人権意識の向上を図るほか、性別に関わらず一人ひとりが尊重される地域づくりを目指し、男女共同参画セミナーを実施します。	

具体的施策（Ⅲ）「女性に対する暴力をなくす運動」の周知

毎年11月12日から11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることを周知し、市民の「女性に対する暴力」についての関心を高め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成し暴力の防止につなげます。

施策コード	Ⅳ-Ⅰ-(Ⅲ)-①	継続
取組	パープルリボンキャンペーンの実施	
内容	○DVの予防啓発や相談窓口を周知するため、パープルリボンキャンペーンを実施し、啓発グッズを配布します。 ○児童虐待防止運動のオレンジリボンキャンペーンと一体的に啓発を行うなど、効果的な啓発活動を実施します。	

施策の基本的方向 2. 子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実

具体的施策（１）デートＤＶ防止教育・啓発の実施

若者を被害者にも加害者にもせず、交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、市内中学生を対象に、デートＤＶ防止授業を実施します。

施策コード	IV-2-(1)-①	継続
取組	デートＤＶ防止授業の実施	
内容	○市内中学生を対象に、デートＤＶ防止授業を実施します。 ○市内中学生を対象に、交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことが大切であると学ぶ授業を実施します。	

具体的施策（２）発達段階に応じた教育・啓発の実施

話し合いで問題を解決し、暴力をなくす意識を育むため、子どもの発達段階に応じて「思いやり」や「いたわり」の心を育む人権尊重の教育を進めます。

施策コード	IV-2-(2)-①	継続
取組	人権感覚の醸成や人の思いを大切にすることを育む授業等の実施	
内容	○人権感覚を育むためのプログラムを市内園の親子を対象に実施し、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。 ○指導者養成セミナーを受講した保育士、保育教諭が各施設で、実践者としてプログラムを実施できるよう支援を行います。 ○道徳の授業や体験活動等を通して、自分も相手も大切にすることを育みます。 ○広報紙や市ホームページ等を活用し、あらゆる年代に対して啓発を行います。	

具体的施策（３）若年層が相談しやすい環境の整備

生活の中に相談しやすい環境を整備し、相談者が抱え込まず、安心して相談できる環境を整えるとともに、電話や来所以外の相談方法について検討します。

施策コード	IV-2-(3)-①	拡充
取組	若年層が相談しやすい環境の整備	
内容	○地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業を行い、子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供します。 ○被害者の立場に立って、きめ細やかに相談に応じるとともに、相談者が安心して相談できるよう、電話相談及び来所相談を行います。 ○どなたからの相談にも応じる家庭児童相談室で子どもや若年層の相談にも応じます。 ○国が実施している「ＤＶ相談プラス」の周知を行います。	

※「ＤＶ相談プラス」は、被害者の多様なニーズに対応できるよう、24 時間対応の電話相談に加えて、SNS・メール相談、外国語対応やWEB面談での対応、さらには、全国の民間支援団体のネットワークとも連携し、必要な場合には、関係機関への同行支援や保護まで対応するものです。

施策の基本的方向 3. DVに関する調査研究

具体的施策（1）市民への意識調査の実施

DVやデートDVに関する市民の意識と被害の実態を把握するため、調査を実施します。

施策コード	IV-3-(1)-①	継続
取組	DVやデートDVに関する市民意識調査の実施	
内容	○DVやデートDVに関する市民の意識と被害の実態を把握するため、定期的に（おおよそ5年に1回）市民意識調査を実施します。	

具体的施策（2）災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

災害時等、非常時における女性や子どもへの暴力を防止するため、避難所における安全確保や支援体制について検討します。また、非常時に被害者の情報が加害者に知られることを防ぐために、情報管理の在り方について検討を進めます。

施策コード	IV-3-(2)-①	継続
取組	災害時におけるDV相談者の支援マニュアルの検討	
内容	○被害者本人の申出があった場合の対応を検討します。	

具体的施策（3）男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究

被害者が安心して相談できるよう他市町の状況を調査・研究し、被害者の実態把握に努め、適切な相談体制を検討します。

施策コード	IV-3-(3)-①	拡充
取組	男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究	
内容	○担当部署と情報提供を行い、適切な支援方法を検討し、他市町の対応状況を調査します。	

基本目標Ⅴ 連携体制の充実

施策の基本的方向Ⅰ．庁内連携体制の整備

具体的施策（Ⅰ）DV 被害者支援対応マニュアルの活用

相談窓口を利用する被害者が、関係職員等からの不適切な対応により、二次的被害が発生しないよう、職員はDV被害者支援対応マニュアルを活用し、DVの正しい認識と被害者への適切な対応を身に付け、被害者が安心して相談できる体制を整えます。

施策コード	V-1-(1)-①	継続
取組	被害者支援対応マニュアルの更新	
内容	○DVの正しい認識と被害者への適切な対応を身に付け、被害者が安心して相談できる体制を整えるために、被害者支援対応マニュアルの整備を毎年行います。	

具体的施策（Ⅱ）加東市DV防止ネットワーク会議の開催

加東市DV防止ネットワーク会議を開催し、被害者支援に関わる職員への研修を行うことにより、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の連携体制を確立します。

施策コード	V-1-(2)-①	継続
取組	加東市DV防止ネットワーク会議の開催	
内容	○DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の連携体制を確立するために、被害者支援に関わる職員を構成員とした加東市DV防止ネットワーク会議を開催します。	

施策の基本的方向Ⅱ．関係機関との連携体制の強化

具体的施策（Ⅰ）警察や県など関係機関との連携体制の強化

被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、兵庫県女性家庭センター、加東こども家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、被害者への支援体制を強化します。

また、要保護児童対策地域協議会等を活用して、関係機関との連携や支援について検討します。

施策コード	V-2-(1)-①	継続
取組	警察や県など関係機関との連携体制の強化	
内容	○兵庫県女性家庭センターや警察等の関係機関と連携し、被害者や子どもの安全確保と生活再建のための支援を実施します。	

具体的施策（２）広域的な連携による被害者支援の実施

他市町との広域的な連携により被害者を支援します。

施策コード	V-2-(2)-①	継続
取組	他市町との連携による被害者支援の実施	
内容	○被害者の市外への転出、または市外からの転入の場合において、他市町と広域的な連携により被害者を支援します。	

具体的施策（３）民間の被害者支援団体との連携

民間の被害者支援団体と連携して、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。

施策コード	V-2-(3)-①	継続
取組	民間の被害者支援団体との連携	
内容	○被害者と子どもが社会で孤立しないよう、民間の被害者支援団体と連携して、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。	

施策の基本的方向３．支援を担う人材の育成

具体的施策（１）職員に対する教育の実施

被害者の自立支援には、関係各課の連携と切れ目のない支援が必要であるため、DVの特性や被害者支援について、職員への研修の機会を設け、適切な対応を推進します。

施策コード	V-3-(1)-①	継続
取組	職員を対象としたDV研修の実施	
内容	○2年に1度、全職員を対象にDV研修を実施します。	

第5章 計画の推進及び評価

Ⅰ. 計画の推進体制の整備

(1) 市の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進していくために、広範囲かつ多様な施策を進行管理できるよう、加東市DV防止ネットワーク会議を活用し、内容の充実に努めます。

また、すべての職員が人権尊重と男女共同参画についての理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を高めていきます。

(2) 国・県等、関係機関との連携の推進

DV防止法や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、男女共同参画基本法、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」、「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」等、法律や国、県が推進する計画等との整合を図り、本計画を推進します。

また、国や県、近隣市町や被害者支援に携わる関連機関等との連携・協力を図るとともに、本計画を推進するにあたり、必要に応じて働きかけを行います。

(3) DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究

被害者支援に関する研究等の情報を収集し、DVの防止や被害者支援をより効果的なものとするため、必要に応じて本計画に反映します。

また、DVやデートDVに関する市民の意識や実態を把握するための意識調査を実施します。収集した情報や意識調査の結果はわかりやすく市民に伝え、啓発を図ります。

2. 計画の進捗管理と数値目標

(1) 計画の進捗管理

各担当部署での取組状況については、PDCAサイクルの手法を用いて、各年度において、計画期間を通じた取組の進捗状況を確認・評価することにより、必要に応じて見直しを図り、次期計画の検討において、社会情勢や市民意識の変化などを踏まえ活用していきます。



(2) 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

目標項目	現状値 2021 (R3) 年度	目標値 2027 (R9) 年度
被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合	53.7%	45%
相談窓口の周知回数	年1回	年1回以上
市民のデートDVの認知度（知っている人の割合）	50.1%	55%
高校生のデートDVの認知度（知っている人の割合）	68.5%	75%
パープルリボンキャンペーンの街頭啓発実施回数	年1回	年3回以上
人権感覚を育むためのプログラム開催回数（講座開催）	年3回	年3回以上
加東市DV防止ネットワーク会議の開催	年1回	年1回以上